

第2期葛飾区地域福祉計画

【葛飾区重層的支援体制整備事業実施計画】

【第2期葛飾区成年後見制度利用促進基本計画】

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度

令和6(2024)年3月

葛飾区

はじめに

葛飾区では、「夢と誇りあるふるさと葛飾」の実現に向け、子ども・高齢者・障害のある方など全ての人々が、住み慣れた地域で支え合いながら、生きがいとともに創り、安心して暮らし続ける「地域共生社会」の構築を進めてきました。そして、その一つとして、本区では、地域社会が高齢者の介護サービス、障害者の支援、子育て支援など、地域にお住まいの方々がともに支え合い、さまざまなサポートを行う「地域福祉」の推進に取り組んできました。

令和2年3月に「葛飾区地域福祉計画」を策定するとともに、令和5年4月には複雑化・複合化する福祉の各分野を超えた様々な課題に対応し、生活上の課題や悩みを包括的に支援していくため、「くらしのまるごと相談課」を設置いたしました。また、成年後見制度のさらなる利用促進のため、葛飾区社会福祉協議会に設置されている成年後見センターを、地域連携ネットワークの中心となる「中核機関」として位置付けるなど、支援関係機関が連携しながら一人一人の生活に寄り添う体制づくりを進めてきました。

しかしながら、虐待やひきこもり、介護と育児を同時に抱えるダブルケア世帯など、複合的な課題を抱えた世帯の増加が顕在化しています。このような社会状況を踏まえ、これまでの計画を継承・発展させた「第2期葛飾区地域福祉計画」をこの度策定いたしました。そして、今後も引き続き、支援関係機関や自治町会、民生委員・児童委員、葛飾区社会福祉協議会、地域団体、地域に暮らす皆様とのさらなる連携・協働により、地域社会への参加促進や地域福祉の担い手づくり、包括的な支援体制の整備などに取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たっては、葛飾区くらしのまるごと相談事業推進委員会の委員の皆様をはじめ、地域団体等の皆様から貴重なご意見・ご提案をいただきました。心より厚く御礼申し上げます。



令和6（2024）年3月

葛飾区長 青木 克徳

第1章

計画策定に当たって	2
1 計画策定の目的・趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4

第2章

基本理念と基本目標	6
1 基本理念	6
2 基本目標	6
3 取組方針	7

第3章

具体的な取組	8
基本目標 1 区民の地域社会への参加促進と地域福祉の担い手づくり	8
基本目標 2 サービスの質の向上と利用促進	16
基本目標 3 包括的な支援体制の整備	22
基本目標 4 地域を主体とした福祉活動の推進	37
基本目標 5 権利擁護の推進	45

資料編	65
1 葛飾区の特徴	66
2 計画の策定経過	81

第 1 章 計画策定に当たって

1 計画策定の目的・趣旨

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域とのつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境が変化していく中で、国は平成 28（2016）年 6 月「**ニッポン一億総活躍プラン^{※1}**」を閣議決定し、子ども・高齢者・障害のある方など全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。

その後、同年 7 月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が立ち上がり、複合的な問題や、制度の狭間の問題に対応すべく、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域をともに創っていくことが掲げられました。

こうした動向から、平成 30（2018）年 4 月に社会福祉法の一部が改正され、これまで任意であった市町村地域福祉計画の策定が努力義務化されるとともに、区市町村が包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。

また、令和 3（2021）年 4 月にも社会福祉法の一部が改正され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

区では、令和 2（2020）年 3 月に、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の計画的な実施や展開を図る観点から、福祉の各分野に共通する理念や取組を定めた「葛飾区地域福祉計画」を策定し、全ての区民が地域でともに生活していく地域共生社会の実現に向けて、公民協働による地域福祉を推進してきました。

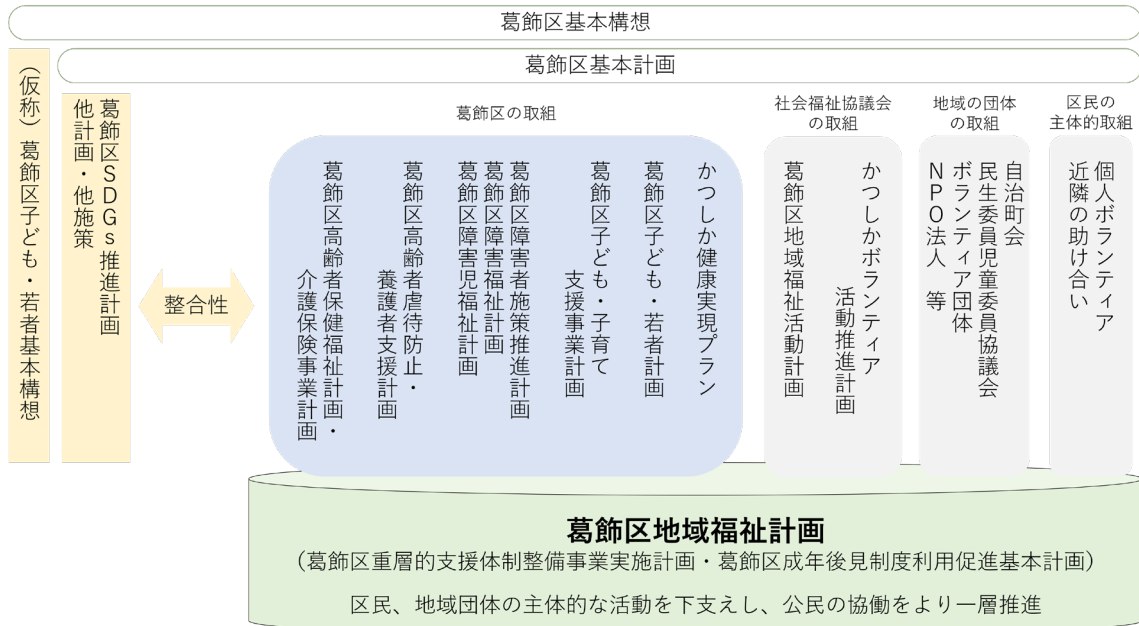
一方で、地域の課題も多様化が進み、虐待やひきこもり、高齢の親と働いていない独身の子どもが同居している世帯、介護と育児を同時に抱えるダブルケア世帯など、様々な複合的な課題を抱えた世帯が増えています。さらに、令和 5（2023）年には、孤独・孤立の予防や孤独・孤立からの脱却等を目的とし、相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会を目指す孤独・孤立対策推進法が成立しました。

こうした状況を踏まえ、区では、新たに令和 6（2024）年度から令和 11（2029）年度を計画期間とする「第 2 期葛飾区地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定し、支援を必要とする人に必要な支援が届くよう、包括的かつ重層的な支援体制の整備を構築するとともに、地域の主体的な取組を基盤としつつ、区のさらなる下支えのもと、公民協働の一層の推進を図ることを目指します。

※1 平成 28（2016）年 6 月 2 日に閣議決定された、あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会を目指すための計画

2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画として、子ども・若者、高齢者や障害のある方などにかかわる各施策を推進する上で、共通して取り組む事項を定めるとともに、区、**社会福祉協議会**^{※2}、民生委員児童委員協議会・ボランティア団体・**NPO法人**^{※3}などの地域の団体（以下「地域団体等」という。）及び区民の協働により、地域福祉を推進する計画です。また、複雑化・複合化した地域課題への対応の強化を図る観点から、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の5第1項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画を内包するとともに、高齢者や障害のある方などの権利擁護を推進する観点から、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項に規定する市町村成年後見制度利用促進基本計画を内包する計画とします。



また、本計画は「葛飾区基本構想」及び「葛飾区基本計画」の下位計画であることから、本計画においてもSDGsの理念を踏まえています。



※2 民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。

葛飾区においても、昭和27（1952）年12月に地域関係者による任意団体として設立され、その10年後の昭和37（1962）年9月に「社会福祉法人葛飾区社会福祉協議会」として法人認可を受けた。

※3 特定非営利活動促進法（通称NPO法）により法人格を取得した、福祉や環境保全、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う営利を目的としない団体を指す。

3 計画の期間

本計画の期間は、関連する各個別計画の最終年度を考慮し、令和 6（2024）年度から令和 11（2029）年度までの 6 年間とします。

計画名	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
基本計画（R3～）	→						
SDGs推進計画（R5～）	→						
中期実施計画	→						
後期実施計画				→			
第 2 期地域福祉計画	→						
第 9 期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	→						
第 10 期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画				→			
第 6 期高齢者虐待防止・ 養護者支援計画	→						
障害者施策推進計画	→						
第 7 期障害福祉計画	→						
第 8 期障害福祉計画				→			
第 3 期障害児福祉計画	→						
第 4 期障害児福祉計画				→			
（仮称）第 3 期子ども・子育て支援事業 計画		→					
（仮称）第 2 期子ども・若者計画		→					
（仮称）第 3 次かつしか健康実現プラン		→					

第2章 基本理念と基本目標

1 基本理念

病気や障害があっても、また介護をはじめ、何かしらの支援が必要な状況になったとしても、人や地域とつながり、喜びを感じることができるまち、多様な個人や家族を地域で受け止め、支え合うまち、地域のために何かをしたいとの想いが実現するまちを目指して、この計画の基本理念を「すべての人々がともにつながり、認め合い、いつまでも安心して暮らせるまち」とし、区、社会福祉協議会、地域団体等及び区民が協働して地域共生社会を創っていきます。

2 基本目標

計画の目的を具現化し、基本理念を実現するため、基本目標を以下のとおり設定します。

基本目標1 区民の地域社会への参加促進と地域福祉の担い手づくり

様々な区民が地域社会とつながる取組を推進するとともに、地域の支え合いに関心のある人や団体を支援し、地域福祉の担い手づくりにつなげていきます。

基本目標2 サービスの質の向上と利用促進

保健や福祉に係る公的サービスの質の向上を図り、全ての区民が住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる環境を整えます。

基本目標3 包括的な支援体制の整備

多様化する個人や家族のニーズに対して、公・民を超えた様々な機関や団体などが協働し、包括的かつ重層的な支援体制を整えます。

基本目標4 地域を主体とした福祉活動の推進

区民や地域団体、ボランティア団体の主体的な活動をより一層推進し、楽しみや充実感を感じながら活動していけるよう支援します。

基本目標5 権利擁護の推進

本人の自己決定を尊重し、周囲の関係者や地域の理解を深めていくことで、子どもや認知症高齢者、障害のある方などの権利を守る体制を整備します。

3 取組方針

基本目標を達成するための具体的な取組方針は、以下のとおりです。

《第2期葛飾区地域福祉計画の取組方針》

基本理念	基本目標	取組方針
すべての人々がともにつながり、認め合い、いつまでも安心して暮らせるまち	1 区民の地域社会への参加促進と地域福祉の担い手づくり	-1 活動に参加したい人（団体）と支援を受けたい人（団体）とのマッチングの充実
		-2 活動に参加したい人（団体）のスキルアップ支援
		-3 生涯学習や福祉教育の充実による、地域で活動する人づくりの推進
		-4 地域で活動する人のモチベーションを高める取組の推進
		-5 障害のある方や認知症の方など、様々な区民が地域社会に参加する取組の促進
	2 サービスの質の向上と利用促進	-1 保健・福祉に携わる、人材確保とサービスの質の向上
		-2 関係分野と連携し、包括的な視点をもって支援を行える人材の育成
		-3 支援を必要とする人への情報提供とサービスの利用促進
		-4 災害時要配慮者対策の強化
	3 包括的な支援体制の整備	-1 暮らしのまるごと相談事業のさらなる推進
		-2 家族介護者への包括的支援の充実
		-3 複雑化・複合化した多様な支援ニーズを包括的に支援する体制の整備 【葛飾区重層的支援体制整備事業実施計画】
	4 地域を主体とした福祉活動の推進	-1 地域の主体的な活動の推進（コミュニティソーシャルワークの推進）
		-2 身近な生活課題への地域の助け合いの促進
		-3 災害時の助け合いの促進
		-4 地域団体等の活動支援
		-5 地域で活動する団体の活動の見える化と区民への情報提供の充実
		-6 地域で活動する団体の情報共有や団体間の連携の促進
	5 権利擁護の推進	-1 判断能力が十分でない人への支援 【第2期葛飾区成年後見制度利用促進基本計画】
		-2 子どもの権利擁護
-3 高齢者の権利擁護		
-4 障害者の権利擁護		
-5 意思決定支援		

第3章 具体的な取組

第3章では、基本目標ごとに「区が主体となって進める取組」「社会福祉協議会が主体となって進める取組」「関係機関や専門職団体が主体となって進める取組」「区から区民や地域団体等へのお願い」の4つの視点から具体的な取組の方向性を示し、それぞれの分野が連携・協力して目標達成に取り組めます。

基本目標1 区民の地域社会への参加促進と地域福祉の担い手づくり

地域で活動する団体には、「会員が高齢化している」「活動に参加してくれる人が少ない」



「後継者がいない」など、活動の担い手の確保や継承に関する共通の悩みがあります。地域で活動する人を増やすためには、何か活動をしたいと思った人が、気軽に相談できる場をつくることや、現在活動に参加している人たちが、やりがいや楽しみを感じながら活動していることを周囲に伝えていくことが大切です。

地域で支援を必要としている対象者が拡大し、支援の内容が複雑化する中で、支援にかかわる個人や団体には、これまで以上のスキルが求められるとともに、地域活動を継続していくためには、活動する人や団体のモチベーションの向上も重要となります。また、特技を生かしたり、楽しみながら生涯学習等の講座などに参加することを通して、地域の実情や課題に関心を持ち、学んだことを地域活動につなげていくことも大切です。

このような視点から、区民の地域社会への参加促進と地域福祉の担い手づくりに取り組んでいきます。

《区が主体となって進める取組》

- 区民が参加したくなる魅力的な講座や福祉活動に対する支援方針などをつくり、地域団体等がより活動しやすい体制づくりを行います。
- 地域で活動する人や団体の取組を支援するとともに、その魅力を区民に発信します。

《社会福祉協議会が主体となって進める取組》

- 区民が参加したくなる魅力的な講座などを開催し、講座受講者を地域活動につなげる取組を進めます。
- 地域で活動する人や団体の取組の魅力を区民に発信していきます。
- 地域の情報を集め、活動に参加したい人と支援を受けたい人とのマッチングや活動に関する相談を受けるとともに、そこで得られた情報から地域の困りごとや心配ごとの解決に向けた取組を推進します。
- 分野別に担い手を募るなど、区民が自らの得意分野を発揮できると思えるような講座や説明会を開催するとともに、充実した活動メニューを提供し、地域活動への参加を促進します。

《関係機関や専門職団体が主体となって進める取組》

- 研修や講座などに講師として参加するとともに、地域で活動する人や団体のスキルアップを支援します。

《区から区民や地域団体等へのお願い》

- 区民は、地域の実情に関心を持ち、積極的に地域活動に参加していきましょう。
- 地域団体は、団体の活動内容について積極的に情報発信を行いきましょう。

活動に参加したい人（団体）と支援を受けたい人（団体）とのマッチングの充実

新たに地域の活動に参加したいと思う区民が、希望する活動に参加することができるよう、マッチング支援を推進します。

- かつしか区民大学**^{※4}などの区が行う生涯学習事業や各種セミナーの受講者に、区が実施する社会参加活動や区内のボランティア活動の情報を提供し、実際の地域活動への関心を高める取組を進めます。
- 葛飾区社会福祉協議会ボランティア・地域貢献活動センター（以下「ボランティア・地域貢献活動センター」という。）では、区民からのボランティア活動の相談に応じるとともに、ボランティア活動者や活動先の紹介など、ボランティア活動のサポートを行っています。また、登録をした個人・団体に対し、ボランティア活動の情報提供を行うとともに、広く区民に対し、広報紙やホームページなどで、ボランティア関連の情報を発信しています。今後は、ボランティア活動希望者や活動先のニーズを適切に把握し、確実に効果的なコーディネートとタイムリーな情報提供を行っていきます。さらに、ボランティア情報などの収集に取り組み、どの相談者に対しても的確な情報を提供できるよう、丁寧で確実かつ迅速なマッチングを行っていきます。
- 生涯学習や社会参加の事業について、区と社会福祉協議会で情報を共有し、的確な情報提供や活動に参加したい人と支援を受けたい人とのマッチングを行っていきます。
- 様々な地域活動に関する情報を集約し、社会参加意欲を持っているが、活動に結び付いていない高齢者に対して、一元的に情報提供できる体制づくりを進めます。
- 「葛飾みんなの協働サイト」において、様々な地域活動に取り組む団体等が、イベントや人材募集等に関する情報を発信しています。区では、「葛飾みんなの協働サイト」について広く区民や地域活動団体等に周知するとともに、区からも助成金など団体の活動に資する情報を積極的に投稿することでサイトの活性化を図り、活動に参加したい人と団体等とのマッチングを支援します。

※4 「一人一人が輝く学びと交流による人づくり、まちづくり」の実現のために、学びと交流の楽しさを基盤とした区民の学習の場。主に講座という形で区の直接開催のほか、区内大学等の教育機関、区民自身の企画講座や区内団体との協働講座等、年間100を超える講座を行っている。

活動に参加したい人（団体）のスキルアップ支援

地域で活動している、またはこれから活動に参加しようと考えている人や団体などが、安心して地域活動を進めていけるように、活動や取組を展開する上で必要となる知識や技術、運営のノウハウの習得を支援していきます。

- ボランティア・地域貢献活動センターでは、区内で活動する地域団体等の総合的な窓口として、NPO法人の設立や団体運営の方法などの相談を受け付けています。また、専門相談として、活動や運営に必要な法務、労務、税金、会計など専門的事項について、弁護士、税理士、社会保険労務士による相談を実施しています。今後は、地域で活動しているボランティアがより良い活動ができるよう、ボランティア講座のさらなる充実を図るとともに、専門的な知識を習得する機会の充実や、多様な主体と交流・協力・連携・協働できる環境づくりを進めていきます。

生涯学習や福祉教育の充実による、地域で活動する人づくりの推進

生涯学習や福祉教育の受講者の中には、学んだことを地域で生かしたいと考える人も多くいます。そのような区民を実際の地域活動につなげ、地域で活動する新たな人づくりを推進していきます。

- ボランティア・地域貢献活動センターでは、ボランティアに関心のある初心者向けの講座や、点訳ボランティア、音訳ボランティアなどの専門ボランティア養成講座を実施し、講座受講後にボランティア活動につながるよう働きかけています。今後も、受講者への区内ボランティア活動の情報提供の充実を図るとともに、多くの区民が参加したいと思える講座となるよう、区、ボランティア・地域貢献活動センター、ボランティア団体、自治町会等が連携しながら推進していきます。
- 区は、これまで、かつしか区民大学などを通して、区民の興味や関心に沿って様々な学習機会を提供してきました。今後は、コロナ禍で培ったオンライン開催の手法も活用し、より参加しやすい講座づくりに努めるとともに、受講者が講座後に地域活動につながるような内容の講座を取り入れていきます。

地域で活動する人のモチベーションを高める取組の推進

地域での活動を継続的に発展させていくために、地域活動にかかわる人や団体のモチベーションを高める取組を進めていきます。

- 区は、「**葛飾区協働事例集^{※5}**」や「葛飾区協働事例映像」、広報かつしかの特集記事を通して地域活動にかかわる人や団体の活動を広く紹介することにより、地域活動の魅力を伝え、活性化を図っていきます。また、地域活動の功績を称える「**葛飾協働まちづくり表彰^{※6}**」を実施することで、団体等の活動意欲の向上を図り、地域活動の継続的な発展につなげていきます。

- 社会福祉協議会は、区内で活動する団体の交流の場の充実を図り、相互交流を通して団体で活動する人たちのモチベーションを高める取組を進めていきます。

※5 葛飾区内で行われている協働による活動及び協働に携わる方々の想いを伝えるための事例集

※6 葛飾区内で地域をより良くし、区民福祉の向上に寄与する活動を行っている団体、事業者、個人等の功績を称え、広く周知するための表彰制度

障害のある方や認知症の方など、様々な区民が地域社会に参加する取組の促進

障害があっても、認知症になっても、社会の中で個人として認められ、地域社会に参加できる場があることは、地域共生社会を実現する上で重要なことです。地域の住民が、障害のある方への理解促進と認知症に対する正しい知識を持ち、障害のある方や認知症の方が地域で共に活動するなど、誰にとっても地域で暮らしやすいまちづくりを目指します。

(1) 障害への理解と交流の促進

障害のある方が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していくためには、周囲の方が障害を理解し、障害のある方への配慮が広く地域で実践されることが重要です。

そのため、区民や事業者の方に対して障害への理解を広げ、障害のある方への配慮が地域で実践され、障害のある方とない方の交流を深められるよう支援していきます。

- 区では、障害者差別解消法の制定を契機として、「障害を理由とする差別の解消推進に関する葛飾区職員対応要領」を策定し、職員研修を実施しています。今後も職員研修を通して、障害を理由とする差別の解消を推進します。
- 葛飾区職員出前講座**^{※7}や障害者作品展、障害の理解促進につながる講演会及び映画上映会などを開催し、区民に対する普及・啓発に努めていきます。
- 小学生と保護者を対象とした普及啓発講座や、**福祉・ボランティア出前講座**^{※8}を活用しての学校での手話体験、車いす体験等の体験講座、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）の普及啓発などを通して、障害の理解促進に取り組みます。
- 学齢期において、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごすことができるよう、交流及び共同学習の推進を図ります。
- 区内の教育・保育施設では、障害の有無にかかわらず、乳幼児期の子どもと一緒に保育を受け、共に過ごすことで、お互いを尊重する心を育みます。

※7 葛飾区の職員が地域へ出向いて、区の現状や取組について説明する講座

※8 地域の方や小・中学生向けに葛飾区社会福祉協議会が福祉関係者やボランティアを講師として派遣し、手話体験や車いす体験などの体験活動を通して、福祉やボランティア活動を身近に感じ、理解を深めるための講座

(2) 認知症への理解の推進

令和5（2023）年6月に、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の方を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現に向け、認知症基本法が成立しました。

区では、認知症基本法の理念や基本施策を踏まえつつ、共生社会の実現に向け、認知症施策を総合的に推進していきます。

- 認知症の方や家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、幅広い世代に対して認知症の正しい理解について普及啓発を推進します。
- 認知症疾患医療センターや葛飾区医師会と連携して認知症の疑いを早期に発見し、認知症の方や家族を支援していく体制を強化します。
- 認知症により徘徊し自宅に戻れなくなる、あるいは事故等に巻き込まれる恐れのある高齢者等を早期に発見し保護することで、高齢者の身体・生命の安全を守るとともに、万が一の事故等に備え家族の安心につなげます。

(3) 活動・ふれあいの場

- 認知症の方や家族、地域住民、介護や福祉などの専門職など誰でも気軽に集うことができる**認知症カフェ**^{※9}の設置を推進し、認知症の方の社会参加を推進します。
- 区内の就労支援事業所による出張販売の充実により、区民と障害のある方とのふれあいの場の拡大を図ります。
- 障害者スポーツを通して、障害のある方とない方との交流の場の拡大を図ります。
- 自治町会や民生委員・児童委員など地域の方々が中心となって、地域での困りごとや心配ごとの解決に向けた活動などを通して、「お互いの顔が見え、地域で支え合いながら安心して暮らせる」関係づくりを進めていきます。
- 健康体操や脳トレ、趣味活動などの介護予防活動を通して、高齢者が交流できる場を提供していきます。

※9 認知症の方のみならず、介護保険制度や地域資源などに詳しい専門職等もかかわっており、認知症について学ぶ場、相談できる場にもなっている。名称は「認知症カフェ」のほか、様々な名前で開催されている。

- 健康づくりやフレイル（筋力や心身の活力低下）予防を目的とした地域のグループ活動を支援し、区民の介護予防・健康づくりを推進します。
- 地域の中で楽しく子育てをするために、仲間づくりや子育てに関する知識・情報交換など親子の交流の場の提供や交流機会の促進を図ります。
- 区民が気軽に集まり、学びや参加できる交流活動を通して、区民同士の交流機会の促進を図ります。

（４）ユニバーサルデザインのまちづくり

- 道路や施設等のバリアフリー化や誰もが分かりやすい公共サインの整備、心のバリアフリーの推進など、あらゆる側面において、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを進めます。
- 区全域において、バリアフリーについての考え方を共有し、施設整備や改修に関するハード面と、心のバリアフリーに関するソフト面による取組の両面で、総合的なバリアフリー化の方針を示す移動等円滑化促進方針を策定し、バリアフリー化を進めていきます。

基本目標2 サービスの質の向上と利用促進

地域福祉を推進する
上では、多様なニーズ
に対応できる専門的な



知識・技術に基づいた的確なサービスの提供と、公的なサービスの質の向上が必要です。そのためには、公的サービスを担う専門職をはじめ、保健・福祉に携わる人材の確保やスキルアップ、区の課題を全体的・複合的に捉え、関係分野などと連携し、包括的に解決できる人材を育成することが必要となります。また、従事者がメンタルヘルスを良好に保ちながら働ける職場環境を整えることや、災害時であっても利用者が継続して公的なサービスを利用し続けることができる環境を整備することも必要となります。

さらに、地域団体等の活動の情報を、区民のみならず、公的なサービスの提供主体にも伝えていくことで、区全体のサービスの質の向上を図り、より良いサービスの提供につなげるとともに、ひきこもりや高齢者世帯など、サービスの情報が届きにくい世帯について、積極的な**アウトリーチ（訪問支援）**^{※10}の活用を図り、適切な情報提供によるサービスの利用につなげていくことも重要です。

このような視点から、保健・福祉に携わる人材の確保・育成や、職場環境の改善などによる事業所の環境整備、さらには、支援を必要とする人への適切な情報提供によるサービス利用の促進などに取り組んでいきます。

《区が主体となって進める取組》

- 介護サービスや保育サービスなどに携わる人材確保とスキルアップを支援します。
- 介護施設や障害者施設、保育施設などに**福祉サービス第三者評価**^{※11}の受審を勧奨し、福祉サービスの質の向上を図ります。
- 包括的な視点をもって連携支援を行える区の職員を育成します。
- 区内で提供している公的なサービスや、民間団体や地域団体等が行っている活動について、区民や事業者へ情報を提供します。

※10 支援を必要とする方からの相談等を待って支援を開始するのではなく、支援者等が支援を必要とする方のもとに訪問するなど、能動的に出向くことを指す。

※11 利用者でも事業者でもない第三者の評価機関が、一定の基準に基づき、介護施設や障害者施設などの福祉サービス提供事業者のサービス内容を評価すること。

《社会福祉協議会が主体となって進める取組》

- 区内で提供している公的なサービスや、地域団体等が行っている活動について、区民や事業者へ情報を提供します。
- 地域で継続的に支援を必要とする世帯を早期に発見・支援するため、区や地域の関係団体と、日頃から顔の見える関係を構築します。

《関係機関や専門職団体が主体となって進める取組》

- それぞれの職務に応じた研修を実施し、人材育成に取り組みます。
- 他団体との連携を深め、専門性の向上に努めます。

《区から区民や地域団体等へのお願い》

- 区の出前講座などを活用して、区のサービスや施策についての理解を深めましょう。
- 近隣との付き合いや日々の活動の中で、支援が必要な世帯に気付いた場合は、適切な機関などに相談しましょう。
- 自治町会の回覧板・掲示板などで地域のサービスに関する情報を共有しましょう。

保健・福祉に携わる、人材確保とサービスの質の向上

(1) 人材の確保・定着

現在、介護や障害福祉サービス、保育サービスに従事する職員の確保が難しくなっています。そこで区は、介護や障害福祉サービス事業者による合同就職説明会や保育士就職フェアを開催し、人材確保に努めるとともに、職員の雇用や育成にかかる支援を実施し、事業所のサービスの質の向上と人材の定着に努めています。

引き続き、民間事業所と連携しながら取組を進めるとともに、各事業所のICT化を促進するなど、従事者の負担軽減や職場環境の向上を図り、人材の確保・定着に向けた支援に努めていきます。

(2) 人材のスキルアップ

介護人材スキルアップ研修を年間を通して実施するとともに、**葛飾区介護サービス事業者協議会**^{※12}による居宅支援、訪問介護などの専門部会における研修の実施、医療的ケア児者や重複障害者に対応できる相談支援専門員を育成するための基幹相談支援センターによる研修、保育士資格取得の補助や現役保育士向けの研修の参加機会の確保を通して、介護や保育人材等のスキルアップに取り組んでいます。

今後も、社会情勢に見合った研修内容の充実に努めるとともに、介護人材キャリアアップ助成制度の拡充を図るなど、職員のスキルアップを支援していきます。

(3) 福祉サービス第三者評価の受審勧奨と苦情相談などの充実

専門的かつ客観的な立場で一定の基準に基づき福祉サービスの評価を行う福祉サービス第三者評価の受審勧奨を通して、介護施設や障害者施設、保育施設などのサービスの質の向上を図ります。また、各施設に設置されている苦情相談窓口の充実や区の**福祉サービス苦情調整委員制度**^{※13}の積極的な活用、**介護相談員活動**^{※14}の充実により、福祉サービスの質の向上を図ります。

※12 区内の介護サービス事業関連企業の健全なる発展と、多様で良質な利用者本位の介護サービスの提供を目的に設立された団体。介護サービス種別ごとに6部会に分かれ、より良い介護サービスの提供を行うことができるよう、研究・活動を行っている。

※13 福祉サービスを利用する区民の権利及び利益を守るとともに、福祉サービスの一層の向上を図るため、ご意見、苦情について、福祉や法律等の専門である大学教授や弁護士などの方々が公正かつ中立な立場で調査、調整を行う。

※14 介護相談員が派遣を希望する介護サービス事業所を定期的に訪問して、利用者の相談に応じ、利用者の希望や疑問等を介護サービス事業所に伝える橋渡し役としての活動

(4) 事業所指導及び監査

介護施設、障害者施設、保育施設及び社会福祉法人に対して、それぞれの関連法に基づき、助言、指導や監査等を実施することで、サービスの質の向上や管理体制の適正な整備・運用につなげていきます。

(5) 従事者のメンタルヘルスの推進

新型コロナウイルス感染症の拡大により、保健・福祉サービスの従事者は、これまで以上に心理的ストレスを感じる機会が増加しています。また、複雑かつ包括的な相談や支援に当たっては、心身の負担が大きくなることもあります。そのため、従事者が心身のストレスを軽減し、やりがいを持って職務に従事するために、職場での良好な人間関係づくり、トラブルに対する組織的な対応など、運営面から従事者をサポートする体制づくりを支援していきます。

(6) 従事者に対するハラスメントの防止

保健・福祉の現場では、利用者やその家族から従事者に対する身体的なハラスメントや精神的なハラスメントが少なからず発生しています。

ハラスメントの防止は、従事者の人権や心の健康を守るとともに、人材を安定的に確保し、従事者の離職を防止する観点からも非常に大切です。また、ハラスメントが無いことにより、従事者が利用者や家族と円滑な関係を築き、良好なサービスを維持していくことにつながります。

令和3（2021）年度の介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定では、サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全てのサービス事業者に、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策として必要な措置を講ずることが義務付けられ、区では、厚生労働省が作成した介護現場及び障害福祉の現場におけるハラスメント対策マニュアルを各サービス事業所に配付するなどして、サービスの管理者に対して具体的対策の周知を図ってきました。

今後さらに区と事業所が協力してハラスメントの防止対策を充実するため、令和5（2023）年9月に区内介護サービス事業所に対してカスタマーハラスメントに関するアンケートを実施したところ、回答した介護サービス事業所の約2割が「特に（対策を）行っていない」と回答した一方で、6割近い事業所が「区に事業所が相談できるような窓口の設置」を希望していることから、普及啓発のための研修の実施や相談窓口の設置を検討するなど、介護現場などでのハラスメントの防止対策を強化します。

取組方針 2

関係分野と連携し、包括的な視点をもって支援を行える人材の育成

高齢者や障害のある方、子ども・若者、生活困窮者などの支援に際しては、分野を超えた連携が求められる事例が増えてきています。このため、これらの分野で相談支援にかかわる職員が、個々の事例に包括的な対応ができるように、幅広い視点をもった人材を育成することが必要となります。

区では、令和5（2023）年4月に「くらしのまるごと相談課」を設置し、年齢や収入、障害の有無などにかかわらず、生活上の様々な不安や課題を、世帯単位でまるごと受け止め、寄り添いながら支援していく体制を整備しました。

しかしながら、世帯の課題をまるごと支援していくためには、くらしのまるごと相談課の職員だけでなく、高齢、障害、保健、子育て、教育等の各分野の相談窓口の職員が、今まで以上に担当する部署に関する困りごとだけでなく、その背後にある世帯の困りごとに気付き、部署内で対応できない場合は、関係する支援関係機関と連携して支援していくことが必要となります。そのため、相談窓口で相談に従事する各窓口職員を対象として、課題を把握する相談面接の技法研修を実施するなど、支援関係機関とのスムーズな連携を図るための人材の育成を行っていきます。

また、複雑化・複合化した福祉課題に対しては、包括的な支援が必要となり、福祉分野に幅広く対応できる人材の育成が不可欠です。そのため、区職員全体の人材育成の基本となる葛飾区人材育成基本方針の個別方針として、福祉職版の人材育成方針を策定し、よりきめ細やかな人材の育成を行っていきます。

取組方針 3

支援を必要とする人への情報提供とサービスの利用促進

全ての区民に必要な情報を届けるために、広報かつしかや自治町会の回覧板などの紙媒体での情報提供とともに、区ホームページやSNS^{※15}などICTを活用した情報提供も積極的に行っていきます。

また、支援が必要な状況にあるにもかかわらず援助を求められない世帯、援助を受けることに拒否感が強い世帯、ひきこもりや高齢者世帯などの情報が届きにくい世帯に対しては、援助する側からのアプローチが大切です。そのため、くらしのまるごと相談課をはじめとする区の機関が積極的にアウトリーチ（訪問支援）を行い、地域で支援を必要とする世帯を早期に発見し、適切なサービス利用につなげ、問題が深刻化・潜在化することの予

※15 Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。スマートフォンやパソコン等を用い、インターネット上で他者と情報の発信や共有などを行い、つながりを持つことのできるサービス

防に努めます。また、区と地域の関係団体が、日頃から顔の見える関係を構築することで、地域活動の中で支援を必要とする世帯を早期に発見し、支援につなげていきます。

取組方針 4

災害時要配慮者^{※16} 対策の強化

避難行動要支援者^{※17}の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、令和3（2021）年に災害対策基本法が改正され、区市町村において、避難行動要支援者ごとに、避難支援を行う者や避難先などの情報を記載した**個別避難計画^{※18}**の作成が努力義務化されました。

また、新型コロナウイルス感染症の流行や頻発する自然災害の影響を受けて、令和3（2021）年度の介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定において、全ての介護事業所と障害福祉サービス等事業所に**BCP（業務継続計画）^{※19}**の策定が義務付けられました。

そのため、区は、事業所などの協力を得ながら、個別避難計画に関する同意の取得や策定を進めるとともに、区内の介護事業所・障害福祉サービス等事業所に対して、BCP（業務継続計画）の策定支援や訓練支援などを行いました。また、難病、小児慢性疾患、重度障害等により人工呼吸器を使用して在宅療養をしている方や家族の方で、希望する方に対して個別支援計画を作成しています。加えて、災害時の電源供給の停止により生命の危険にさらされることがないように、各家庭における非常用の電源確保を支援しています。今後も関係機関と連携しながら、災害時の要配慮者対策を強化していきます。

※16 災害時の避難や避難生活等に関して支援を要する高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、その他特に配慮を要する方

※17 災害時要配慮者（※16）のうち、自ら避難することが困難なため、特に支援が必要な方。対象は、葛飾区災害時要配慮者避難支援計画に定義されている。

※18 避難行動要支援者（※17）ごとの支援方法や支援主体等を具体化した個別計画

※19 Business Continuity Plan（ビジネス・コンティニュイティ・プラン）の略。災害などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画。重要な業務を継続して早期復旧を図り、損害を最小限に抑えるための計画

基本目標3 包括的な支援体制の整備



これまで、子ども、高齢者、障害のある方などの対象ごとに、各種制度に基づいた公的な支援体制が整備され、質量ともに支援の充実が図られてきました。しかし、現在では、認知症や精神障害が疑われたり、**セルフ・ネグレクト**^{※20}、生活困窮、社会的孤立やごみ屋敷など、複合的な課題を抱える個人や世帯が増えてきています。また、中高年のひきこもりなど、公的な支援が受けられず制度の狭間にある方への対応や、買物、通院の介助など、これまでの公的な支援の対象とならない身近な生活課題への対応も求められています。

こうした中、令和3（2021）年4月に社会福祉法の一部が改正され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第106条の4第2項各号に定める「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの取組を柱とし、これらを効果的かつ円滑に実施するため、「多機関協働による支援」と「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を加えた5つの事業を一体的に実施するものとされています。

区においても、区民の複雑化・複合化した支援ニーズに的確に対応していくため、令和6（2024）年4月から、重層的支援体制整備事業を開始します。

なお、社会福祉法第106条の5において、事業の実施に当たっては、事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定するよう努めることとされていることから、本計画に内包する形で実施計画を策定します。

^{※20} 日常生活において行うべき行為について、意欲や能力がなくなり自分で対応できなくなっている状態や、自らの世話ができなくなった状態を指す。「自己放任」とも称される。

《区が主体となって進める取組》

- 相談者の属性、世代、相談内容等にかかわらず、相談を幅広く受け止め、相談者に対して適切な情報や支援メニュー等を提供するとともに、各種支援機関等と連携・協働することで、包括的な支援体制の構築を進めます。
- 世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備するとともに、地域活動の活性化を促進することで、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を進めます。
- 支援に結び付いていない人について、アウトリーチ（訪問支援）による支援を行います。
- 民間の賃貸住宅を借りにくい状況にある高齢者や障害のある方などの**住宅確保要配慮者**^{※21}について、**居住支援協議会**^{※22}で対応方法を協議し、支援を行います。

《社会福祉協議会が主体となって進める取組》

- 支援調整・連絡会議等の活用により、複雑化した相談にも柔軟に対応する体制を構築します。
- 地域活動の活性化を支援し、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を進めます。

《関係機関や専門職団体が主体となって進める取組》

- 分野を超えて、他団体と連携協力して、支援に取り組みます。
- 地域で活動する支援者を専門的な視点から支えていきます。

《区から区民や地域団体等へのお願い》

- 支援を必要としている世帯に気付いた際には、民生委員・児童委員などや区の相談機関・相談窓口ご連絡しましょう。

※21 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」において、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯と規定されている者を指す。このほか、外国人などが定められるほか、地方公共団体が定める配給促進計画により、新婚世帯など、住宅確保要配慮者を追加することもできる。

※22 住宅セーフティネット法の改正に合わせ、民間賃貸住宅への居住支援の施策の検討を進めるため、令和元（2019）年6月27日に設置した。不動産関係団体の代表者や居住支援法人などで構成され、住宅確保要配慮者の住まい探しを支援するため、現状と課題、対策などについて検討している。

くらしのまるごと相談事業のさらなる推進

年齢や収入、障害の有無などにかかわらず、生活上の様々な不安や課題を、世帯単位等でまるごと受け止め、寄り添いながら支援していく包括的な支援を推進します。

(1) 世帯の課題をまるごと受け止める相談支援

- くらしのまるごと相談窓口では、**ヤングケアラー**^{※23}やダブルケア、**8050問題**^{※24}等、個人や世帯、家族が抱える多様な課題を福祉等の専門職がまるごと受け止め、寄り添いながら状況を把握し、解決方法を一緒に考え支援を行います。
- 潜在的な課題を抱えつつも、自ら相談することが難しい方などに、アウトリーチ（訪問支援）等により積極的に働きかけて、信頼関係を築きながら相談や支援につなげます。
- すぐに解決が困難な複数の課題や制度の狭間の課題を抱える世帯に対し、寄り添いながら現状を把握し、継続的な関わりを実施します。
- くらしのまるごと相談窓口での相談や、支援関係機関等で把握した相談のうち、複数の課題や制度の狭間の課題を抱える世帯に対し、支援会議（社会福祉法第106条の6）等の仕組みを活用して、情報共有や支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理等の調整を行い、チームで世帯を支援します。
- 本人・世帯のニーズや抱える課題を把握した上で、必要に応じて、地域のボランティア団体等の活動への参加について調整し、参加支援を行います。

(2) 体制づくり等

- 葛飾区くらしのまるごと相談事業推進庁内検討会（※P35参照）等において、支援会議等におけるケース検討や連携の事例から抽出した、既存の支援策で対応できない課題等について、新たな支援策や既存の支援策の拡張等の対応を検討します。
- 支援関係機関の職員が参加する事例検討や支援制度の研修を実施します。

※23 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

※24 高齢の親がひきこもり状態の中高年の子の生活を支える状態が長期化し、社会的孤立や生活困窮など様々な問題が潜在している状態

○まるごと受け止める相談支援や、アウトリーチ（訪問支援）、地域参加支援を実施する中で、地域において実施されている事業や活動等を把握し、分野横断的に地域づくりに向けた支援について検討します。

取組方針2

家族介護者への包括的支援の充実

（1）家族介護者への支援

加齢・疾病などにより介護が必要になった方や障害のある方が住み慣れた地域で生活をするためには、本人への支援のみならず、周りの家族の悩みに気付き、支えていく体制づくりが重要です。介護ストレスの緩和や、介護ノウハウの習得支援、地域での孤立防止等、要介護者の家族介護力に対して支援をするだけでなく、家族の生活・人生の質の向上に対しても支援する視点を持ち、仕事を始めとする社会参加の継続維持や心身の健康維持・充実について、支援関係機関が連携を図って支援することが必要となります。

そのため、支援者に対し、家族介護者に対するアセスメント（課題の把握・分析）や、多様な専門職との連携支援等について啓発や研修を行うほか、さらなる支援体制の強化について関係機関と検討を進めます。

（2）ヤングケアラーへの支援

家族介護者の中でも、ヤングケアラーは、幼いきょうだいや障害、病気の家族のお世話など様々な背景があり、従来の制度による単独の支援だけでなく、関係機関が連携して包括的な支援を行う必要があります。

加えて、社会的認知度が十分でなく、周囲の大人が気付きにくく、お世話をする子ども自身やその家族においてもヤングケアラーに対する認識が低い場合があります。

現在、区では、区民や関係機関、区職員向けに講演会や研修を通じた周知・啓発を行い、社会的認知度の向上に努めています。

また、ヤングケアラーやその家族が、地域で孤立することなく早期に相談などにつながるができるよう相談体制を整備する一環として、**ピアサポート**^{※25}などの支援を行う地域活動団体に対して助成を行っています。

今後は、地域活動団体への支援を通じたヤングケアラーやその家族への支援を継続するとともに、くらしのまるごと相談事業等の体制を活用し、福祉、保健、子育て、教育等の関係部署が一体となって支援の強化に取り組みます。

※25 ヤングケアラー本人や家族同士の経験・悩みを共有し支え合う活動

複雑化・複合化した多様な支援ニーズを包括的に支援する体制の整備
【葛飾区重層的支援体制整備事業実施計画】

1 実施計画策定の目的

本実施計画は、区民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、高齢、障害、子ども、生活困窮等、各分野が連携・協働し、その専門性を生かしながら、区全体の支援体制をつくることを目的とします。

2 実施事業

重層的支援体制整備事業では、社会福祉法第106条の4第2項各号の定めに基づき、以下の5つの事業を一体的に実施します。

第1号	包括的相談支援事業
第2号	参加支援事業
第3号	地域づくり事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
第5号	多機関協働事業（第6号 支援プランの作成と併せて実施）

3 各事業の提供体制に関する事項

(1) 包括的相談支援事業

ア 事業の概要

本事業は、高齢、障害、子ども、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性にかかわらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例について、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行うこと等により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応した包括的な支援を行う事業です。

イ 事業の実施体制

○「くらしのまるごと相談窓口」において、年齢や収入、障害の有無などにかかわらず、生活上の様々な不安や課題を、福祉等の専門職がまるごと受け止め、寄り添いながら支援していきます。

- 高齢、障害、子ども、生活困窮の各分野の窓口では、それぞれの分野だけではなく、その世帯全体の相談に応じ、課題の把握に努めます。受け止めた相談のうち、当該窓口での対応が難しい場合や複雑化・複合化した課題を抱えている場合など、複数の相談支援機関が連携して支援する必要がある事例については、くらしのまるごと相談課につなぎ、情報共有や支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理等の調整を行う支援会議（社会福祉法第106条の6）や多機関協働事業により連携した支援を行います。

【第1号のイ / 地域包括支援センターの運営】 (令和6年3月31日現在)

事業名称	高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の運営
圏域・箇所数	7圏域・14か所
事業内容	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、身近な相談窓口として介護予防のためのケアマネジメント、総合的な相談・支援・調整、虐待防止・権利擁護、介護サービスの質の向上のための介護支援専門員への支援・助言や関係機関との連携などを行います。
運営形態	委託
支援機関名	高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）センター7か所 分室7か所
所管課	高齢者支援課

【第1号のロ / 相談支援事業】 (令和6年3月31日現在)

事業名称	葛飾区基幹相談支援センターの運営
圏域・箇所数	1か所
事業内容	重症心身障害者や精神障害等との重複障害者、医療的ケア児者などの相談に対して適切な支援を行うほか、障害者手帳を取得しながら障害福祉サービス利用に結び付いていない方へのアウトリーチ（訪問支援）を行うなど、地域における相談支援の中核的な役割を担います。 また、人材育成のため、民間相談支援事業所の相談支援専門員に対し、相談支援技術や連携調整能力の向上を図る研修を実施するほか、サービス等利用計画や個別支援に係る具体的な指導助言等を行います。
運営形態	直営（人材育成業務については委託）
支援機関名	葛飾区基幹相談支援センター
所管課	障害福祉課

【第1号のハ / 利用者支援事業】

(令和6年3月31日現在)

事業名称	利用者支援事業【特定型】
圏域・箇所数	1 箇所
事業内容	葛飾区役所内の子育て支援窓口相談窓口を設置し、保育アドバイザーを常駐させ、教育・保育施設等に関する情報を収集し、施設利用等に係る相談や情報提供を行います。 また、月に1回程度保育アドバイザーを出張させ、子ども未来プラザにて本事業を実施します。
運営形態	委託
支援機関名	子育て支援窓口
所管課	保育課

【第1号のハ / 利用者支援事業】

(令和6年3月31日現在)

事業名称	利用者支援事業【母子保健型】
圏域・箇所数	12 箇所
事業内容	保健師等の専門職が妊産婦等の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援を実施することで、きめ細かい支援を行います。
運営形態	直営
支援機関名	子育て世代包括支援センター（子ども未来プラザ（3）、基幹型児童館（4）、子育て支援窓口（1）、保健センター（4））
所管課	子育て政策課、青戸保健センター、金町保健センター

【第1号の二 / 自立相談支援事業】

(令和6年3月31日現在)

事業名称	生活困窮者自立支援事業
圏域・箇所数	1 箇所
事業内容	葛飾区役所内の自立相談支援窓口にて生活困窮者の相談に広く対応し、本人の状況やその課題に応じた関係機関を案内します。また、生活困窮者自立支援法に基づく支援が必要と判断される方に対しては個別の支援計画（プラン）を作成し、包括的かつ計画的な支援を実施します。
運営形態	委託
支援機関名	自立相談支援窓口
所管課	くらしのまるごと相談課

(2) 参加支援事業

ア 事業の概要

本事業は、既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のため、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを把握し、地域の社会資源や支援メニューとのマッチングを行うとともに、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニューづくりを行う事業です。また、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行うものです。

イ 事業の実施体制

〇くらしのまるごと相談課を始め、関係機関が本人のニーズを尊重しながら地域団体等と連携し、本人やその世帯が望む社会とのつながりづくりに向けて、支援していきます。

(令和6年3月31日現在)

事業名	実施主体	箇所数	運営形態	対象圏域
参加支援事業	くらしのまるごと相談課	1か所	直営	区全域

(3) 地域づくり事業

ア 事業の概要

本事業は、地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備することや、交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートすること、さらに、地域における活動を活性化することで、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行う事業です。

イ 事業の実施体制

- 地域づくりに関する既存の取組・事業を活用しつつ、地域の社会資源や支援ニーズを把握しながら、関係機関と連携し、地域における居場所や交流の場の拡充に努めていきます。
- 包括的相談支援事業、参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業と連携しながら、地域で行われている地域づくりに向けた各事業や活動を把握し、分野横断的に地域づくりに向けた支援を推進します。
- 複雑化・複合化した課題を抱える世帯を継続的に支援していくためには、公的なサービスに加えて、地域団体等による支援や当事者同士の交流の機会を設けていくなどの対応が必要です。このため、社会福祉協議会では、**小地域福祉活動^{※26}**やボランティア活動支援など、これまでの取組を基盤として、生活課題を抱えた世帯に対し地域団体が支援にかかわる仕組みづくりや、当事者団体の立上げ・運営支援を行うなど、地域団体や当事者を主体とした支援のプラットフォームづくりに取り組んでいきます。

^{※26} 身近な地域で支え合う仕組みを築き、区民が、それぞれの地域の困り事や心配事などの解決に向けた方法や活動内容を考えて、地域で取り組んでいく地域活動のことを指す。

【第3号のイ / 地域介護予防活動支援事業】

(令和6年3月31日現在)

事業名称	高齢者の介護予防事業
圏域・箇所数	区内全域
事業内容	<p>「筋力向上トレーニング事業」、「脳力（のうちから）トレーニング事業」、「回想法教室事業」を実施し、区民が地域の自主的な活動に参加するきっかけをつくとともに、リーダー（回想法教室事業はトレーナー）養成講座等を行い、自主グループが持続的に活動できるよう支援します。</p> <p>さらに、高齢者の社会参加と介護予防を推進するため、地域で行う介護予防活動にポイントを付与する「介護支援サポーター事業」を実施します。</p>
運営形態	直営（介護支援サポーター事業は委託）
所管課	地域包括ケア担当課

【第3号のロ / 生活支援体制整備事業】

(令和6年3月31日現在)

事業名称	生活支援体制整備事業
圏域・箇所数	第1層（区内全域）、第2層（7圏域）
事業内容	<p>①第1層協議体の設置、第1層生活支援コーディネーター^{※27}の配置 区内全域の生活支援に関するニーズや課題を共有し、既存の地域資源の活用やサービスの開発について協議を行います。</p> <p>②第2層協議体の設置、第2層生活支援コーディネーターの配置 日常生活圏域^{※28}主体で地域の課題解決に向けて協議を行います。</p>
運営形態	①直営 ②委託（各高齢者総合相談センター（地域包括支援センター））
所管課	地域包括ケア担当課

※27 高齢者の生活支援・介護予防サービスの基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者

※28 市町村における地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、様々な社会資源を総合的に勘案した上で、市町村が独自に定める中学校区単位などの範囲を指す。第9期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、区内に7つの日常生活圏域を設定しており、「立石・四つ木地区」、「南綾瀬・お花茶屋・堀切地区」、「亀有・青戸地区」、「奥戸・新小岩地区」、「柴又・高砂地区」、「金町・新宿地区」、「水元地区」としている。

【第3号のハ / 地域活動支援センター事業】

(令和6年3月31日現在)

事業名称	地域活動支援センター事業
圏域・箇所数	5 箇所
事業内容	障害のある方に対して、地域活動支援センターにおいて創作的活動の機会等を提供して社会との交流の促進を図り、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行います。
運営形態	①直営（身体・知的） ②補助（精神）
支援機関名	①葛飾区地域活動支援センター（1） ②地域活動支援センターⅠ型（3）、地域活動支援センターⅡ型（令和6年10月開設予定）（1）
所管課	障害者施設課、保健予防課

【第3号のニ / 地域子育て支援拠点事業】

(令和6年3月31日現在)

事業名称	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）
圏域・箇所数	49 箇所（直営 28 箇所、補助 21 箇所）
事業内容	子育て中の親が出会い、情報交換や相談のできる拠点として子育てひろばを設置して親の孤立化を防止します。
運営形態	①直営 ②補助
支援機関名	①すくすくルーム（子ども未来プラザ）（3）、のびのび広場（基幹型児童館4 箇所、地域型児童館 20 箇所）（24）、金町子どもセンター内（1） ②私立認可保育所（15）、認定こども園（4）、公共施設（2）
所管課	子育て政策課、子育て施設支援課、子ども家庭支援課

【第3号 / 生活困窮者支援等のための地域づくり事業】 (令和6年3月31日現在)

事業名称	地域づくり事業
圏域・箇所数	1 箇所
事業内容	くらしのまるごと相談事業において、社会福祉協議会のボランティア・地域貢献活動センター等と連携しながら、地域活動団体への訪問及び意見交換により、地域の福祉ニーズや社会資源の把握を行います。さらに、支援会議やボランティア・地域貢献活動センターの地域活動団体とのネットワーク等を活用し、制度の狭間にある課題への対応やさらなる地域活動の活性化につながる仕組みづくりを検討していきます。
運営形態	直営
支援機関名	くらしのまるごと相談課
所管課	くらしのまるごと相談課

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

ア 事業の概要

本事業は、支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人に対して、訪問や面談により積極的に働きかけて、信頼関係を築きながら、適切な支援につなげる事業です。

イ 事業の実施体制

- くらしのまるごと相談課において、潜在的な課題を抱えつつも、自ら相談することが難しい方などに、アウトリーチ（訪問支援）等により積極的に働きかけて、信頼関係を築きながら相談や支援につなげます。また、寄り添いながら状況を把握し、継続的にかかわりながら支援につなげていきます。
- 高齢、障害、子ども、生活困窮のそれぞれの窓口においても、それぞれの制度のアウトリーチ（訪問支援）機能を活用し、くらしのまるごと相談課等が調整機能を担いながら連携した継続支援を行っていきます。
- 社会福祉協議会では、小地域福祉活動や地域団体・福祉団体への支援、居場所づくり事業等の取組を行う中で、支援を必要とする世帯を把握し、くらしのまるごと相談課等の関係部署や、地域の支援団体につながります。

（令和6年3月31日現在）

事業名	実施主体	箇所数	運営形態	対象圏域
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	くらしのまるごと相談課	1 箇所	直営	区全域

(5) 多機関協働事業

ア 事業の概要

本事業は、重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと、また、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取組を通じて、重層的支援体制整備事業にかかわる関係者の連携の円滑化を進めるとともに、包括的な支援体制を構築できるよう支援する事業です。

イ 事業の実施体制

〇くらしのまるごと相談課を事務局とし、複雑化・複合化した相談に対し、支援会議等を活用しながら、各相談支援機関の役割や支援の方向性を整理します。その上で、社会福祉法第106条の4第2項第6号に定める支援プランの作成を行い、重層的支援会議（※P36参照）に諮りながら、支援の実施・進捗管理を行います。

(令和6年3月31日現在)

事業名	実施主体	箇所数	運営形態	対象圏域
多機関協働事業	くらしのまるごと相談課	1か所	直営	区全域

4 連携体制の構築

(1) 葛飾区くらしのまると相談事業推進委員会

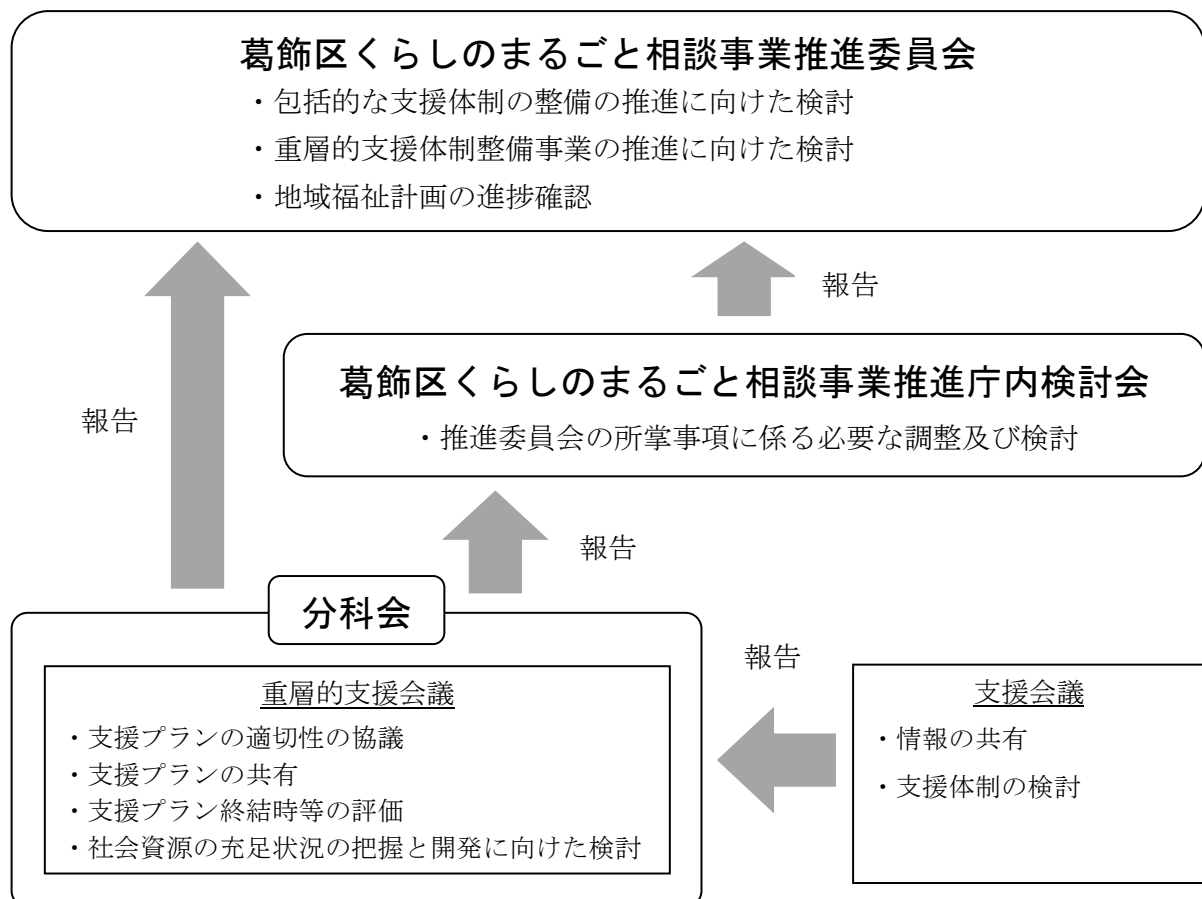
包括的な支援体制の整備の推進に関する事項や、地域福祉計画の進捗を確認するために、学識経験者・関係機関・区を委員とする葛飾区くらしのまると相談事業推進委員会を設置しており、本委員会で、重層的支援体制整備事業の推進に向けた検討を行います。

(2) 葛飾区くらしのまると相談事業推進庁内検討会

包括的な支援体制の整備の推進に関連する施策を担当する所管の部課長を会員とし、重層的支援体制整備事業についても、庁内連携の課題、支援体制のあり方、人材育成、事業の普及啓発などについて協議します。

(3) 分科会

推進委員会の下部組織として、重層的支援会議と位置付ける分科会を設置します。重層的支援会議とは、関係機関の調整を行う会議であり、支援プランの適切性の協議や支援プラン終結時等の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行います。構成員は、関係部署の課長に加え、実務を担う相談員とし、定期的を開催します。



●支援会議（社会福祉法第106条の6）

支援会議とは、社会福祉法第106条の6で規定された会議であり、複雑化・複合化した課題を抱える世帯について、その世帯に係る支援関係機関の支援員が、情報共有や支援方針・役割分担の検討、緊急性がある事案への対応等を行う会議です。会議の構成員に対する守秘義務を設けることで、潜在的な課題を抱えながら、本人の同意が得られず支援ができていない世帯に対しても、支援関係機関等が情報を共有しながら支援を検討することが可能となり、支援会議を活用しながら、日常生活や社会生活を営むために必要な支援の検討を行います。

●重層的支援会議

重層的支援会議とは、重層的支援体制整備事業で規定された会議であり、支援関係機関等との情報共有に係る本人同意を得たケースに関して、支援プランの適切性の協議や支援プランの共有、支援プラン終結時等の評価などを行う会議です。重層的支援体制整備事業による支援を適切かつ円滑に実施するために開催し、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等も行います。

5 支援関係機関間の連携に関する事項

多機関協働事業等の活用のほか、くらしのまるごと相談課において、自立相談支援窓口、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）などの各支援関係機関や民生委員・児童委員、ボランティア団体等の地域団体と日頃から顔の見える関係をつくり、複数の課題や制度の狭間の課題を抱える世帯に対し、協働して課題の解決に向けて対応します。

また、支援会議等における各支援関係機関との連携に加え、くらしのまるごと相談課が主体となり、支援関係機関の職員が参加する事例検討や支援制度の研修を実施するなど、各支援関係機関との連携を強化していきます。

6 重層的支援体制整備事業の事業評価・見直しに関する事項

葛飾区くらしのまるごと相談事業推進委員会や、葛飾区くらしのまるごと相談事業推進庁内検討会において、事業の進捗状況や方向性を定期的に確認し、改善について検討を行っていきます。

基本目標 4 地域を主体とした福祉活動の推進



核家族化や生活スタイルの多様化に伴い、個人を尊重する傾向が強くなってきています。また、様々なサービスが充実している一方で、地域では自助・互助が薄れてきている傾向があります。このような中において、人と人とのつながりを強め、地域の絆を深めていく取組は、大切な視点となります。

このため、自治町会、民生委員・児童委員、社会福祉法人等地域の福祉団体、ボランティア団体などによる地域活動を促進するとともに、これらの地域による支援と併せて、近隣による助け合い、ボランティア支援などを組み合わせて、支援を必要とする世帯を地域全体で継続的に支えていくコミュニティソーシャルワークの推進を図ります。

《区が主体となって進める取組》

- 地域を主体とした福祉活動を推し進めるため、コミュニティソーシャルワークの推進に取り組めます。
- 地域団体等や区の専門機関との相互の交流を促進し、ノウハウを共有することで、地域の課題解決の向上に努めます。
- 支援を必要とする方が自分らしく暮らしていけるよう、地域の方や各支援関係機関と連携・協力しながら、一人一人の実情に寄り添った支援を行っていきます。

《社会福祉協議会が主体となって進める取組》

- 地域を主体とした福祉活動を推し進めるため、コミュニティソーシャルワークの推進に取り組めます。
- 地域団体等や区の専門機関との相互の交流を促進し、ノウハウを共有するため、関係者の調整を行うとともに、地域の状況や課題に即した取組を推進します。
- 区の関係部署と連携して、地域の関係機関・専門職団体とのネットワークの構築や新たなサービスの検討に取り組んでいきます。

《関係機関や専門職団体が主体となって進める取組》

- 関係機関や専門職団体が協力して地域課題の解決に取り組んでいきます。

《区から区民や地域団体等へのお願い》

- 身近な生活支援の担い手として協力していきましょう。
- 地域ぐるみの支え合いを進めていきましょう。
- 地域の課題に関心を持って、身近なところから活動を始めましょう。

取組方針 1

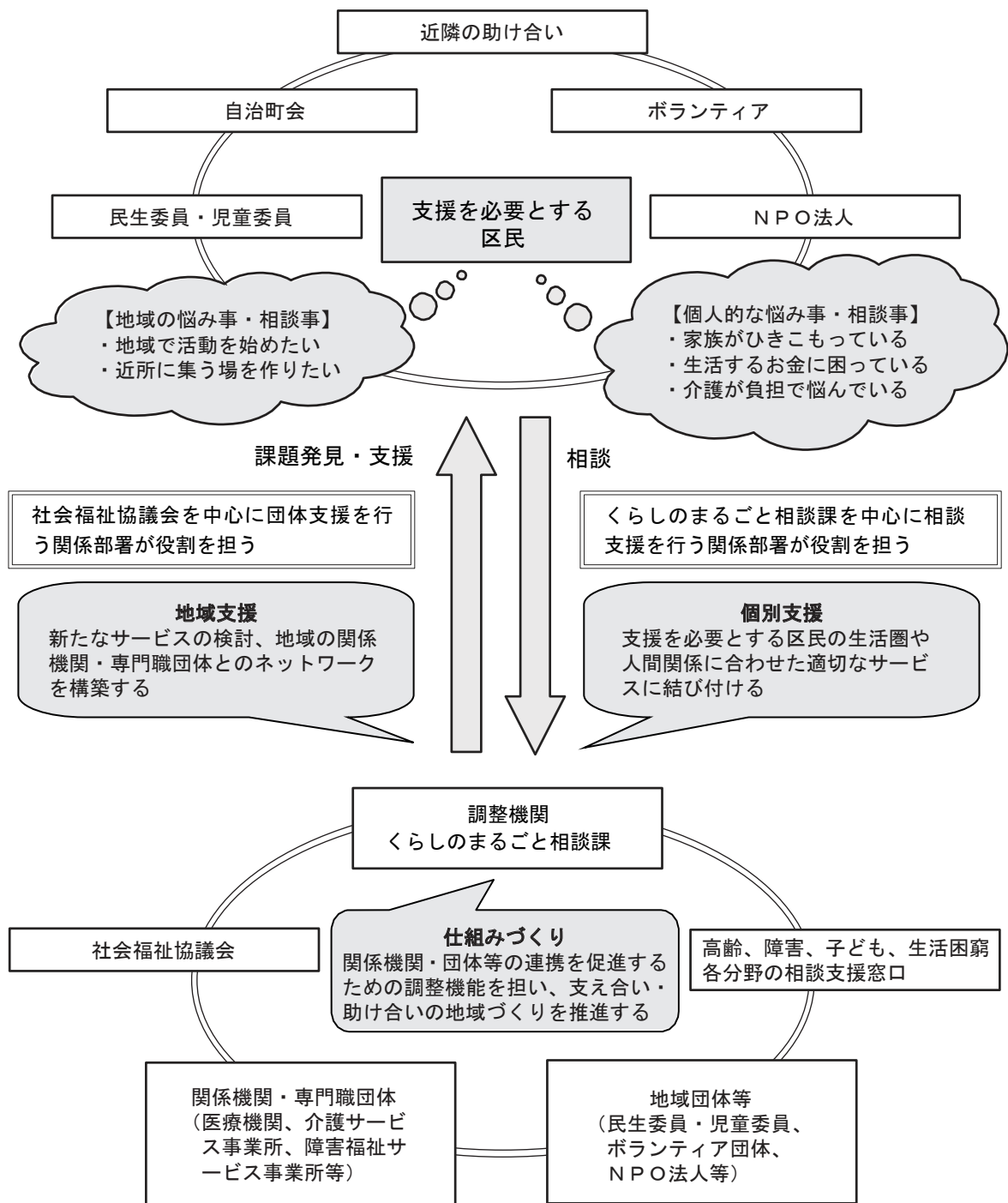
地域の主体的な活動の推進（コミュニティソーシャルワークの推進）

コミュニティソーシャルワークとは、地域の中で支援につながらずに困っている方を発見し支援していくとともに、従来の制度や法の枠組みの中では十分に対応できない、ごみ屋敷やひきこもり、軽度の認知症や精神障害の疑いがありながらも、制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」にいる方などに寄り添いながら、地域の方の力を借りて支援していくことを通し、個人の問題を地域共通の課題として捉え、地域の方とともに新たな支援の仕組みをつくっていくことです。

区では、令和5（2023）年4月に「くらしのまるごと相談課」を設置し、制度の狭間にいる方についても、アウトリーチ（訪問支援）等を通じて寄り添いながら、地域とのつながりづくりを重視し、地域の方の力も借りながら支援関係機関が連携し、自分らしく地域で暮らすための支援を行っています。

今後は、自治町会や民生委員・児童委員などと地域をつなぐネットワークの強化を図りながら、制度の狭間にある問題を明確にし、課題解決につなげる「個別支援」と、区民などによる福祉活動を支え・進める「地域支援」、さらに、支え合い・助け合いの地域づくりを目指した「仕組みづくり」の3つの機能について、くらしのまるごと相談課を中心とした区と社会福祉協議会が役割分担を行い、葛飾区としてのコミュニティソーシャルワークを推進していきます。

《コミュニティソーシャルワークのイメージ図》



身近な生活課題への地域の助け合いの促進

日々の生活の中では、買物や掃除などの日常的な家事、通院や買物の外出などの身近な支援が必要となることがあります。また、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯では日々の安心のために見守りが必要なこともあります。

区では、現在、高齢者の生活支援について、支援の担い手の発掘とともに、ニーズとサービスのマッチングを行う生活支援コーディネーターを日常生活圏域に配置しています。また、社会福祉協議会では、おおむね65歳以上の方、障害のある方、ひとり親家庭を対象に、掃除、洗濯、食事の支度、外出介助などが必要になった時に、協力会員を有料で派遣する「しあわせサービス」や高齢者や障害のある方が、安心して外出し社会参加できるよう、車いすのまま乗車できるリフト付きワゴン車を運行する「ハンディキャブ運行」を行っています。さらに、ボランティア・地域貢献活動センターでは高齢者や障害のある方などを対象に、掃除、家具の移動や簡単な組立て、植木のせん定や草取り、蛍光灯の交換などの日常生活での困りごとに対して、地域住民の協力のもとで、生活支援ボランティアを派遣する事業を行っています。

最近では、サロン活動や買物支援など地域の高齢者に向けた地域ぐるみの支え合い活動を行う自治町会なども増えており、担い手自身が社会における役割を感じ、生きがいを持つ面もあります。小地域福祉活動において各地区で展開されているサロン活動は、今後地域におけるつながりを育み、地域住民による支え合い活動へ発展していくことが期待されます。

今後も、このような身近な生活課題については、ちょっとした助けを必要とする人と、身近なことで人の役に立ちたいと考えている人を結び付け、地域の助け合いを促進し、助け合いの担い手・受け手双方が地域で生き生きと活動できる体制を整えるとともに、地域の中で困っている人を助けたいと思う人を増やし、自然に支え合いが生まれる環境づくりを進めていきます。

災害時の助け合いの促進

近年の頻発する自然災害に対して、被害を最小限に抑えるためには、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進することが重要ですが、その中でも、災害時の「共助」を推進するためには、平常時における地域のつながりが重要となります。また、災害時において、地域における一人暮らし高齢者や要介護者、障害者など、要配慮者の方々が、迅速かつ円滑に避難ができる体制を整備しておくことが大切となります。

区では、自治町会や学校等が参加する地域別防災会議を実施し、防災ネットワークの構築を図るとともに、水害時のコミュニティタイムラインの作成や震災時の安否確認体制の確立など、地域特性や地域課題を踏まえた「共助」の取組への支援を行っています。さらに、要配慮者の方々の災害時の迅速かつ円滑な避難を実施するため、関係機関と協力し、個別避難計画の作成を進めています。

今後も、災害時における被害を最小限に抑えるため、平常時での地域のつながりや災害時での助け合いの強化に向けた支援を推進していきます。

地域団体等の活動支援

地域の課題が多様化する中で、民生委員・児童委員、青少年委員、また、自治町会、青少年育成地区委員会、ボランティア団体などの活動範囲も広がり、複雑な課題を抱える世帯への対応が求められることも多くなってきています。そのため、これまで以上に、区と地域団体等との連携を強化するとともに、地域団体等の活動の活性化を図っていきます。

- 困難事例や複数の課題を抱えている世帯への支援については、区や民間の相談機関、民生委員・児童委員などの地域の団体が密接に連携して対応していきます。
- ボランティア・地域貢献活動センターでは、NPO法人の設立から団体の運営に関するアドバイスなどの相談事業、NPO法人や地域貢献活動に関する情報紙の発行、団体の新規立ち上げ支援などのサポートを行っています。また、区内で活動する個人ボランティアやボランティア団体、福祉施設などを対象に、相互の連携強化とボランティア活動のさらなる活性化を図るため、情報交換会を開催していきます。
- サロン活動や買物支援など、自治町会が行っている多種多様な地域活動の円滑な推進に向けて、引き続き支援していきます。

- 様々な事情を有する子ども・若者を支援する団体が継続して活動できるよう、引き続き支援していきます。
- 高齢者の介護予防活動を行う自主グループに対して、地域活動の円滑な推進に向けて、引き続き支援していきます。

コラム 青少年育成地区委員会の活動

地域の青少年の健やかな育成を目的に活動している団体で、区内に19の地区委員会があります。各地区委員会は、自治町会、青少年委員、スポーツ推進委員、保護司、民生委員・児童委員、子ども会、PTA、小中学校の代表などの青少年育成関係者で構成されています。関係する機関や団体と連絡調整を図りながら、地区ロードレース大会、少年の主張大会、かつしか郷土かるたの地区競技大会等の開催や教育・子育てなど青少年にかかわるテーマの講演会や研修会の開催など、それぞれの地区の特色を生かした様々な取組を行っています。

コラム 青少年委員の活動

青少年委員は、小・中学校の学区域ごとに選出され、令和6年1月現在、73人の委員が活動しています。

各委員は、青少年育成地区委員会での活動をはじめ、学校との連絡調整、子ども会やPTAとの意見交換、地域行事への協力などを通じて青少年の健全育成を図っています。

委員会では、委員の知見を広げ地域での活動がより効果的なものとなるように、毎月1回程度定例会を開催しています。また、委員会内に8つのブロック会と5つの専門部会を設置し、活動計画の立案や打合せ、情報交換を行い、委員活動の推進と充実を図るため、それぞれが自主的に定期的な会合を開いています。

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された無償のボランティアです。令和6年1月現在、区内では371人の委員が活動しており、それぞれが担当する区域において、住民の生活上の様々な相談に応じ、区や関係機関への「つなぎ役」として必要な支援活動を行っています。

葛飾区には、19の地区民生委員児童委員協議会が組織されており、委員の研修、職務に関する情報交換等を行う地区ごとの定例会を開催するほか、19地区合同の定例会を併せて開催し、複雑多岐にわたる地域の福祉課題に対応するための情報収集や、区や関係機関との意見交換を行っています。

また、民生委員・児童委員の活動を強化・充実するため、生活福祉部会や児童福祉部会など7つの問題別部会を設置し、各地区協議会から選出された委員により調査・研究活動が行われています。

民生委員・児童委員の活動は、以下のようなものがあります。

- 子育ての悩みや高齢者の一人暮らしへの不安、障害のある方や生活に困っている方の相談などの多種多様な相談に、親身になって相談にのっています。
- 高齢者等の地域での交流活動をサポートし、孤立を防止するためのイベントの企画・運営に携わっています。また、誕生日祝金の贈呈などで高齢者宅を訪問しています。
- 児童館などで行われる保護者向けの講座・イベントの手伝いをするなど、子育て中の保護者の方の応援をしています。子育ての不安解消のアドバイスや、必要に応じて関係機関への橋渡しも行います。
- 区内小・中学校を訪問して学校長との意見交換を行い、学校での様々な問題の解決を図っています。また、学校行事にも協力するほか、登下校の際の見守りパトロールも行っています。

取組方針5

地域で活動する団体の活動の見える化と区民への情報提供の充実

地域で行われている様々な活動が、支援を必要とする方や地域活動に参加したい方に適切に届くよう、情報提供などの取組を推進していきます。また、新たに活動をしたいと考えている区民が、活動場所を探せないことで参加を断念することがないように、区の窓口やボランティア・地域貢献活動センターなどにおいて情報提供やマッチングを図るなど、活動に関する相談窓口の強化に取り組むとともに、区民の多様なニーズに対応し、適切なサービス利用につながるよう、地域の活動団体のリスト化などによる見える化を進め、知りたい情報を知りたいときに簡単に手に入れられるよう、区民に対する情報提供の強化を図ります。

なお、現在、区では、「葛飾区協働事例集」や「葛飾区協働事例映像」などを通して、地域活動団体のPRや「葛飾みんなの協働サイト」を活用した地域活動団体の情報発信を行っています。今後も、SNSや広報かつしかなどの定期的な刊行物といった様々な媒体を活用して、より効果的な情報提供を行っていきます。

また、自治町会への加入促進リーフレットの中で自治町会活動の魅力をPRしたり、広報かつしかや「わたしの便利帳」などで自治町会活動を特集し、地域の課題解決の核となる自治町会のPR活動を推進します。

取組方針6

地域で活動する団体の情報共有や団体間の連携の促進

地域で活動する団体間の情報共有を図り、連携した活動を展開することができるよう、団体間のネットワークの強化や交流の場の創出、団体情報の周知に取り組めます。

ボランティア・地域貢献活動センターでは、地域貢献活動を行っている個人や団体間の交流を図るために、自治町会など、一定の地域の中で活動する地縁型組織と、一定のテーマ（例えば、手話や朗読など）に基づき活動するテーマ型組織が連携・協働を図れるよう、「ミニ交流会」を行っています。

区は、ボランティア・地域貢献活動センターと連携し、地域貢献活動と区とのマッチングが必要な場合などは窓口となり、関係部署につなぐなどの支援を行うほか、地域貢献活動団体の活動全体の活性化や活動の基盤整備を行っています。

今後は、小地域福祉活動や住民参加型サービスなどの地域活動や自治町会をはじめとする既存の地域団体等との連携・協働を進めていきます。また、ボランティアまつりの運営をはじめ、より多くの団体がかかわり、交流を深めることが可能となる支援の強化を図っていきます。

基本目標 5 権利擁護の推進



区では、平成 20（2008）年に策定、令和 2（2020）年に改定した「葛飾区人権施策推進指針」の基本理念である「全ての政策・施策・事業を通じて、互いの人権を尊重し、平和で平等な社会を実現します。」に基づき、誰一人として差別や偏見に苦しむことがなく、全ての区民が互いを尊重し、支え合い、幸せに生きることのできる社会の実現を目指しています。

さらに、子ども・若者、高齢者や障害のある方などにかかわる各施策の推進や、区、社会福祉協議会、地域団体等や区民の協働により地域福祉を推進する上でも、個人の自己決定を尊重する、個人の健康や生命を守る、個人の財産を守るなどの権利擁護は、全ての対象者に共通する重要な取組です。権利擁護を進めるに当たっては、区や関係機関、専門職団体の取組とともに、地域の理解も必要となります。

《区が主体となって進める取組》

- 葛飾区人権施策推進指針に基づき、啓発事業の充実、人権教育・研修の充実、相談・支援体制の充実等に取り組みます。
- 成年後見制度やその他の権利擁護支援事業の利用促進を図ります。
- 関係機関との協力のもと、虐待や消費者被害を防止します。
- 高齢者福祉や障害福祉などの事業者などと協力して、権利擁護を推進します。

《社会福祉協議会が主体となって進める取組》

- 成年後見制度やその他の権利擁護支援事業の利用促進を図ります。
- 関係機関との協力のもと、虐待や消費者被害を防止します。
- 高齢者福祉や障害福祉などの事業者などと協力して、権利擁護を推進します。

《関係機関や専門職団体が主体となって進める取組》

- 成年後見、虐待や消費者被害の防止などについて、専門的な支援を行います。

《区から区民や地域団体等へのお願い》

- 権利擁護について理解を深めましょう。
- 虐待や消費者被害の実態について理解を深めましょう。

判断能力が十分でない人への支援

【第 2 期葛飾区成年後見制度利用促進基本計画】

1 成年後見制度を取り巻く現状と課題

(1) 区の現状

葛飾区成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用が必要な区民が必要な支援を受けられるよう、支援体制の整備や制度運用の促進を図ることによって、本人の社会参加を促進するとともに、地域全体で支え合う地域共生社会の実現に取り組むための計画です。

区では、平成 29（2017）年 3 月に国が策定した成年後見制度利用促進基本計画に基づき、令和 2（2020）年度に葛飾区社会福祉協議会に設置されている成年後見センターを中核機関として位置付け、成年後見制度の利用にかかわる関係団体の連携を進める協議会を立ち上げるとともに、本人に身近な親族、福祉、介護、医療、地域の関係者や後見人がチームとなって対応する体制づくりを進めてきました。

近年の成年後見制度の利用者数は、以下のとおりであり、令和 4（2022）年の利用者数は 785 人となっています。

【区の成年後見制度利用者数（毎年 12 月末現在）】

類型	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
後見	537	533	550	558	591
保佐	93	92	104	113	128
補助	36	38	46	49	53
任意後見	17	16	12	10	13
合計	683	679	712	730	785

【区の成年後見制度の申立件数（毎年 12 月末現在）】

類型	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
後見	116	102	107	124	152
保佐	12	13	26	23	36
補助	4	7	9	9	13
任意後見	1	2	2	2	4
合計	133	124	144	158	205

【成年後見人等と本人との関係別件数（毎年12月末現在）】

後見人の内訳	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
親族後見人	43	34	34	37	29
第三者後見人	86	99	108	117	173
合計	129	133	142	154	202

出典：東京家庭裁判所

(2) 区の課題

中核機関の設置により、成年後見制度の利用が促進された一方、課題も残されています。

東京家庭裁判所から提供されたデータ（令和4（2022）年12月31日現在）によると、令和4（2022）年の区における成年後見制度の利用者数は785人ですが、そのうち、後見類型が591人、保佐類型が128人、補助類型が53人と、全体的に保佐類型や補助類型が少なく、判断能力が著しく低下した段階にならないと、成年後見制度が利用されていない状況が推測されます。

また、同年に後見等開始の審判がされた202件（本人の居住地が葛飾区）のうち、親族後見人が選任されたものが29件、専門職などの第三者後見人が選任されたものは173件となっており、親族後見人が少ない状況にあります。

さらに、成年後見制度は財産保全に関する運用面が重視され、必ずしも意思決定支援や身上保護などの福祉的な視点に十分な配慮がなされていないことから、成年後見制度の利用者がメリットを実感できないことも多いとの指摘がなされています。

こうしたことから、今後も、成年後見制度の利用を促進していくためには、権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげ、本人や後見人などを支援するための地域連携ネットワーク体制を強化し、本人の意思決定支援を土台とした身上保護や財産管理などの支援を行うことなどにより、利用者がメリットを実感できる制度運用を促進していくことが必要と考えられます。

また、地域共生社会の実現に向けては、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付け、成年後見制度の利用促進を含めた権利擁護支援策の充実を図ることも必要と考えられます。

そのため、本計画では、成年後見制度の利用促進に向けた権利擁護支援策及び地域連携ネットワーク体制の充実を柱とし、また、令和4（2022）年3月に閣議決定された、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に盛り込まれた新たな視点を踏まえ、本区の実情に即した効果的な施策の展開を図っていきます。

認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（後見人等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

● 「法定後見制度」

既に判断能力が不十分で、自分自身で財産管理や法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所が援助者（後見人等）を選任する制度です。本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型が用意されています。

● 「任意後見制度」

本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下したときに備えて、支援してほしい人（任意後見人）や支援してほしい内容を決めておく制度です。

任意後見契約は公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされています。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

2 権利擁護支援策の充実

(1) 権利擁護支援が必要な人の早期支援

ア 権利擁護支援の周知・普及

高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)や居宅介護支援事業所、民生委員・児童委員などが日々の支援を行う中で、権利擁護を必要とする人を発見し、制度利用につなげることにより、支援を必要とする早い段階から権利擁護支援を行っていきます。

障害(知的・精神)のある方については、本人や親族、障害者施設等の身近な支援者に対して制度を利用した場合のメリットを、セミナーや講演会等の場において十分に周知することで、身近な支援者を通して、障害の特性に応じた支援を行っていきます。親亡き後の生活をサポートする制度の一つとして、また、法律的な手続きや契約行為の際、不利益を被ることがないようにするなどの観点からも、制度の利用促進を図っていきます。

特に、高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)や障害福祉サービス事業所等に対しては、成年後見制度や権利擁護支援事業などの諸制度やそのメリットについて、きめ細かく周知を行っていきます。

これらの周知・普及を通じて、判断能力の低下あるいは不安をもつ本人や家族などが、早期の段階から気軽に相談することができるような体制や環境の整備を進めます。さらに、成年後見制度の利用促進に向けた区職員の研修等を通して、窓口などで契約行為や金銭管理に不安のある区民を応対した場合は、本人又は親族に対する制度利用の周知や成年後見センターなどへの相談を勧奨するよう、幅広く周知していきます。

イ 他事業から成年後見制度へのつなぎ

成年後見センターで実施している地域福祉権利擁護事業をはじめ、生活困窮者自立支援制度や重層的支援体制整備事業などの他事業・他制度との連携を図り、成年後見制度につなげていくことで権利擁護を推進していきます。

また、生活保護や障害福祉サービスなどを受給されている方のうち、権利擁護支援が必要な方についても、成年後見制度の利用につなげていきます。

ウ 相談窓口の充実

権利擁護支援が必要な方を早期に発見し、適切な支援を行っていくためには、成年後見制度についての問い合わせや利用に関する相談のみならず、財産の保全や管理、死後の手続きなどに関する不安など、幅広く相談を受け、適切な機関につなげていくことが必要です。

このため、くらしのまるごと相談窓口をはじめ、庁内各課や各種専門職団体との連携を図り、成年後見制度の利用を含めた権利擁護支援について、幅広く相談を受け付ける体制を充実します。

(2) 任意後見制度の推進

権利擁護支援に関する早期の相談を進めていく中で、判断能力がある方については、本人の意思を反映、尊重した、任意後見制度の活用を進めていきます。

また、任意後見制度の利用を促進するため、各種相談窓口等において、判断能力が備わっているうちに、信頼できる人物を後見人を選ぶことができること、適切な時期に任意後見監督人が選任され、安心して財産や生活を守ることができることなどの任意後見契約のメリットについて、幅広く周知を図ります。

(3) 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用

ア 本人の特性に応じた意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用

成年後見制度の利用を促進するに当たっては、本人の意思決定支援が適切に行われるとともに、本人の財産管理のみならず、身上保護が適切に行われることが重要です。本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援を土台として身上保護などを行うため、本人に身近な親族、福祉、介護、医療、地域の関係者や後見人がチームとなって意思決定支援の考え方を理解し、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制を構築していきます。

また、法律と福祉の専門職が専門的助言や相談対応などの支援に参画する仕組みの整備を進めていきます。

コラム

しんじょうほご 身上保護とは

身上保護とは、医療や介護サービスなどの契約や変更、施設への入退所に係る手続きなどを行う法律行為のことを指します。身上保護を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮していく必要があります。

後見人は、本人が判断能力の低下によりできない行為（契約行為やお金の管理など）を補って、単に生活を支援するというのではなく、本人がどういう暮らしを望んでいるのか、どのように生きたいのか、どのような最期を迎えたいのか、という内容を聞き取り、本人の希望に沿った支援を行うことが求められます。

また、本人の状態によっては、本人から意思や考えを引き出すことが難しいため、関係者から得た情報や本人の生活歴から本人らしさを捉えた上で、本人と後見人を含めた関係者で生活のイメージを立てることが重要となります。

イ 意思決定支援のさらなる浸透

意思決定支援は、権利擁護支援の重要な要素であり、意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に、適時・適切につなぐことができるほか、尊厳のある本人らしい生活の継続にもつながります。

そのため、東京都や東京都社会福祉協議会から助言や協力を得ながら、区や成年後見センターの職員をはじめ、幅広い関係者に対して、意思決定支援の普及・啓発を行っています。さらに、専門職団体等の協力を受けながら、区における意思決定支援に関するガイドラインを作成し、後見人等に広く周知していくことで、意思決定支援の観点を重視した後見事務等が行われるよう努めていきます。

ウ 区長申立ての適切な実施と推進

区では、現在、身寄りのない認知症高齢者や知的障害者、精神障害者で成年後見制度を利用することが有用な方に対し、区長による申立てを行っています。今後も、区長による申立ての需要の増加が予想されることから、引き続き、積極的に活用していきます。

【区長申立ての利用状況】

対象者の区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認知症等高齢者	42	53	53	60	78
知的障害者	3	0	1	4	5
精神障害者	5	5	9	10	7
合計	50	58	63	74	90

エ 成年後見制度利用支援事業の推進

成年後見制度の利用を開始するに当たっては、家庭裁判所へ申立てを行う必要がありますが、その際、申立費用や診断書作成費用、必要に応じて鑑定費用などが生じます。また、制度利用開始後は後見人に対する報酬が生じるため、これらの諸費用が負担となり、成年後見制度の利用をためらうケースがあるという状況から、成年後見センターでは、制度を必要とする区民が適切に利用できるように、利用費用の助成を行っています。

この成年後見制度利用支援事業の利用者数は増加傾向にあり、今後も制度の周知を図るなど、利用促進に向けた利用支援を推進していきます。

【成年後見制度利用支援事業の利用状況】

利用支援件数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	32	39	53

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実

(1) 地域連携ネットワークの体制

ア 権利擁護支援チーム

権利擁護支援チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族、福祉、介護、医療、地域の関係者等が、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うチームとされ、区では、**サービス担当者会議**^{※29}などの既存の会議体を活用し、「支援チーム」を構成しています。

また、この「支援チーム」を活用することで、本人の状況に応じ、後見等開始前においては、本人に身近な親族、福祉、介護、医療、地域の関係者が、後見等開始後は、これに後見人が加わって対応する仕組みを担っていきます。

※29 介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を召集して行う会議【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）】

イ 協議会

成年後見にかかわる法律職や福祉職、介護や医療関係者、地域の支援者による協議会を設け、専門職団体や関係団体との連携の強化を図り、個別の支援を通じて得られたノウハウの共有や支援内容の妥当性の検討などを行います。

【協議会の運営状況】

開催数	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	2	2	2

ウ 中核機関

中核機関は、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関であり、主に以下の役割を担います。

- (ア) 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う役割
- (イ) 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートをを行う役割（協議会の運営等）

区においては、区と成年後見センターが連携して、この中核機関の役割を担っています。今後も、地域連携ネットワークの持続的な発展に向け、コーディネート機能の強化に努めます。

(2) 地域連携ネットワークの機能強化に向けた取組

専門職後見人、法人後見、市民後見人等の担い手が地域で活躍できるための支援を行うとともに、後見人等が選任された後も継続的な見守りと、必要に応じた支援を行うことで、後見人等が活動しやすい環境を整えます。

また、後見人等の参画した「支援チーム」が、意思決定支援に取り組めるよう、意思決定支援の重要性や考え方などについて、継続的な普及・啓発を図ります。

4 中核機関の具体的役割

(1) 広報

専門職や関係団体などのみならず、区民に広く成年後見制度の理解を深めていただくため、中核機関は、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、精神保健福祉士協会などの専門職団体、医療機関、金融機関、民生委員・児童委員、自治町会等と連携し、成年後見制度（法定後見及び任意後見）に関する案内パンフレットの作成や配布、広報紙などを活用した情報提供、研修会やセミナーの開催などを行い、地域における効果的な広報活動を推進します。

【成年後見制度に関する広報活動の実績】

活動内容		令和2年度	令和3年度	令和4年度
パンフレットの配布		実施	実施	実施
区報等の活用による情報提供		実施	実施	実施
講演会	回数	8	8	9
	参加人数	120	122	178
研修会・セミナー	回数	2	1	3
	参加人数	16	7	40

(2) 相談支援

成年後見制度の利用促進を図る上で、成年後見制度の利用に関する相談支援の充実が重要です。中核機関は成年後見制度の利用が必要な人や制度の利用を検討している人などからの相談を受け、申立てへの支援を行います。

また、区長による審判請求の申立てを行う場合を含め、権利擁護支援が必要なケースについて、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）や居宅介護支援事業所などの身近な相談支援窓口からの相談に応じ、情報を集約するとともに、後見申立ての必要性の判断に迷う場合や多角的に検討が必要な場合などは、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士などを交えたメンバーによる「検討支援会議」を開催し、適切な支援内容に関する検討及び本人の見守り体制を含め、後見等開始後の支援のあり方についての検討を行います。

その際、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、後見類型だけではなく、保佐や補助類型の積極的な利用や任意後見の利用の可能性も考慮することとします（適切な類型の選定を行うことが前提となります）。

【成年後見制度に関する相談の実績】

相談の区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
一般相談	812	767	631
弁護士等による専門相談	22	25	16
合計	834	792	647

コラム

検討支援会議とは

検討支援会議は、中核機関が実施する必要があると判断した場合や関係者から要請があった場合に、多職種が一堂に会しケース検討を行う場です。

権利擁護に関する支援方針の検討、後見人の受任者調整や「支援チーム」による見守り体制などの検討、後見等開始後における支援内容の検討、類型の適切性の検討、その他個別ケースごとに検討が必要となる事項について協議を行い、中核機関や関係者に対し、必要な助言等を行います。

この検討支援会議に関して、東京都社会福祉協議会の「地域と家庭裁判所の連携による成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみに関する当面の運用方法（平成 31（2019）年 4 月 5 日東京都社会福祉協議会）」では、「保健・医療・福祉の関係者や専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）および事案に応じた関係者（福祉サービス関係者や行政担当者等）等から構成される検討・支援会議を定期的に、または必要に応じて開催し、事案ごとの権利擁護に関する支援方針の検討、基本方針シートの作成、後見人支援に関する助言等を行う。」と記載されています。

(3) 受任者調整

個別のケースについての「検討支援会議」を活用し、本人の状況に応じて、後見受任者の調整を行い、家庭裁判所に後見人候補者を推薦する役割を担います。親族や市民後見人を後見人候補者とする場合は、後見人を支援する体制についても併せて検討し、必要な調整を行います。

また、申立手続の際に必要な診断書や鑑定書の作成が困難な場合は、対応可能な医療機関などとの連携も担います。

【検討支援会議での受任者調整の実績】

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催件数	10	12	12
調整件数	25	32	29

(4) 担い手の確保・育成等の推進

区では、成年後見センターにおいて、平成26(2014)年度から市民後見人養成講座を開催し、修了生が後見支援員として、社会福祉協議会の法人後見の補助業務を行うことで、後見人となるための実務経験を積む取組を始めています。令和4(2022)年度には、後見支援員6人が東京家庭裁判所から成年後見人に選任されています。今後は、市民後見人が成年後見制度の担い手という観点だけでなく、地域共生社会の実現に向け、制度の広報・相談、見守り活動、意思決定支援など地域において広く権利擁護にかかわる活躍ができるよう人材の育成支援を行っていきます。

また、多様な法人後見の担い手の確保・育成も重要な取組です。区内の法人後見の担い手としては、現在、社会福祉協議会、専門職によるNPO法人、市民後見のNPO法人などがありますが、特に市民後見のNPO法人については、**後見監督人**^{※30}の確保や市民後見人としての実務経験を積む機会の確保、人材不足などの問題を抱えている団体もあります。

中核機関は、これら法人が抱える諸問題の解消に向けた支援も含め、法人後見の担い手に対する活動支援を行っていきます。

※30 成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）の監督に当たる者（成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人）等を指す。また、任意後見制度においては任意後見監督人を付けることとなる。後見監督人は、家庭裁判所による選任のもと、後見人が行う事務を監督し、定期的に家庭裁判所にその活動内容を報告する。

【市民後見人に関する講座の実績】

講座名等		令和2年度	令和3年度	令和4年度
養成講座	回数	1	1	1
	参加人数	4	3	5
フォローアップ研修	回数	1	2	2
	参加人数	21	44	52
後見登録メンバー連絡会	回数	1	2	2
	参加人数	21	44	52

【市民後見人の養成状況の実績】

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
後見支援員登録者数	31	37	39
後見人等の受任者数	1	2	6

【法人後見人の担い手の育成支援の実績】

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談支援件数	0	0	2
連絡会開催数	1	1	2

(5) 後見人支援

中核機関は、親族後見人や市民後見人などの日常的な相談に応じるとともに、家庭裁判所への定期報告書類の作成支援を行います。また、後見人と本人に身近な親族、福祉、介護、医療、地域の関係者が協力して支援を行えるように関係者に働きかけ、後見人を含めた新たな「支援チーム」づくりを行うとともに、「支援チーム」内の連携が円滑に行われているかなどの状況を把握し、必要に応じて「支援チーム」に助言などを行います。

また、様々なケースにおける対応などの情報を蓄積するとともに、それらの蓄積をもとに、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われているか定期的に状況を把握します。本人と後見人との関係がうまくいかなくなっている場合や本人の権利擁護が適切に行われない状態が継続している場合などは、検討支援会議などを活用して、新たな後見人候補者を推薦するなど家庭裁判所との連絡調整を行います。

(6) 不正防止効果

成年後見制度における不正事案では、後見人等が制度を十分に理解していないことで生じてしまうケースもあります。

中核機関は、後見人等の知識不足や理解不足による誤った事務や手続きを予防するため、地域連携ネットワークや「支援チーム」を通じた見守り体制の強化を図り、正しい知識の啓発を行っていきます。さらに、後見人等からの相談を随時受け、後見人等が孤立することがないように、日常的に支援を進めることにより、未然防止に努めていきます。

5 その他権利擁護に係る事業の充実

(1) 現在の取組

ア 訪問援助事業（地域福祉権利擁護事業・財産保全管理サービス事業）

成年後見センターでは、訪問援助事業として、高齢者や障害のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス、通帳などの預かりサービスをそれぞれ有料で実施しています。利用料の支払いが困難であるとの理由により、これらのサービスの利用ができない方もいることから、令和5（2023）年度からは低所得者に対しての利用料の助成を行っています。

【訪問援助事業の実績】

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
契約者数	42	63	81
援助件数	433	666	885

イ 成年後見人等のつどい

成年後見センターにおいて、親族後見人などを対象に研修会や情報交換会を開催することにより、親族後見人などの孤立や不安を解消し、安心して後見業務に取り組むことができるよう、支援していきます。

【後見人の支援実績】

意見交換会	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回数	3	3	3
参加人数	14	21	17

ウ 終活への支援

充実した人生の終末期を過ごしてもらうための支援として、本人及びその家族に対して、成年後見センターで作成している**エンディングノート**^{※31}を配布するとともに、エンディングノートの書き方、相続手続、遺言などに関するセミナー、相談支援、啓発活動を実施します。

【終活支援の実績】

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
エンディングノート配布部数	1,115	1,355	5,662
弁護士による終活相談件数	18	31	32

(2) 新たな取組

身近に頼れる親族のいない高齢者に対して、見守りを行いながら、本人の状態に応じて、入院・入所の際の身元保証や葬儀、家財処分等の死後事務までをトータルでサポートする「やすらぎ安心サポート事業」を実施していきます。これにより、人生の最後まで安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう支援していきます。

コラム

入院・入所の際の身元保証や日常生活支援、死後事務の対応等のサービス提供に関する国の動向

病院への入院や介護施設等への入所の際の身元保証、日常生活支援、葬儀や死後の財産処分等の死後事務を家族・親族に代わって行ういわゆる「身元保証等高齢者サポート事業」（以下「サポート事業」という。）について、今後、需要の増加が見込まれています。

一方で、サポート事業を行う事業者が経営破綻するなどの利用者とのトラブルも発生していますが、事業を監督する省庁や事業者が加盟する団体が存在しないなど、対策が十分に講じられている状況にはありません。

そのため、サポート事業については、国が令和4（2022）年8月から令和5（2023）年7月にかけて初めての全国調査を行い、令和5（2023）年8月に結果を公表するとともに、公正な契約手順の確保、預託金の管理方法のルール化、成年後見制度への円滑な移行、解約時の返金ルール等の明確化などの課題が提起されました。

※31 自分の人生の記録や亡くなったとき、意思が伝えられなくなったときに、遺された人へ伝えたい情報や自分の想い・考えをメッセージとして書き記すノート。最期まで自分らしく生きるために人生を振り返り、今後の生活をより豊かに過ごすきっかけとなる。葛飾区社会福祉協議会の成年後見センターで、独自のエンディングノートを作成しており、区民に無料で配布している。

(3) 今後検討していく取組

今後の広範な権利擁護支援ニーズに対応していくためには、多様な主体の参画を得て、権利擁護支援に係る新たな連携・協力による支援の仕組みづくりが必要です。区においても民間事業者等との新たな連携による生活支援や意思決定を支援する取組など、成年後見制度以外の権利擁護支援策を検討していきます。

取組方針 2

子どもの権利擁護

国際連合は、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）を平成元（1989）年に採択し、国は、平成 6（1994）年に批准しています。

子どもの権利条約は、子どもの権利を国際的に保障しており、条約に定める権利は、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の 4 つの権利に分類されています。

国内では、平成 28（2016）年 5 月の児童福祉法の改正により、第 1 条で「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり（中略）その心身の健やかな成長及び発達（中略）を等しく保障される権利を有する」と定められ、第 2 条では、「社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」と定められました。また、令和 5（2023）年 4 月には、子どもを権利の主体とし、権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されるとともに、子どもの権利擁護を含め、子どもを取り巻く様々な問題に対し、包括的な取組を推進する主体として「こども家庭庁」が創設されました。「こども基本法」では、第 11 条において、子ども施策を推進するに当たり、当該子ども施策の対象となる子どもの意見を反映させるために必要な措置を講ずることが定められました。また、子ども施策を決定する際には、施策の目的や実現可能性を考慮した上で、子どもの最善の利益を実現する観点から、子どもの意見の施策への反映について判断することが重要であるといった考え方が示されています。

区においても、令和 5（2023）年 10 月に子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指し、区全体で子どもの健やかな成長を支えていくことを目的とした「葛飾区子どもの権利条例」を施行しました。「葛飾区子どもの権利条例」の第 16 条では、区と子どもなどが協働・連携し、子どもの視点を大切にしながら、子どもに関する施策を推進することについて定めています。

今後は、「葛飾区子どもの権利条例」に則り、子どもの意見を聴き、大切に受け止め、子どもの最善の利益を優先及び考慮した取組を推進するとともに、「虐待」や「いじめ」などの権利侵害から子どもたちを守る取組を強化していきます。

令和5（2023）年6月に成立した認知症基本法では、認知症の方を含めた国民が、相互に人格と個性を尊重し支え合い共生する社会の実現を目指し、認知症の方に関する国民の理解や認知症の方の生活におけるバリアフリー化の取組を進めるとともに、認知症の方の社会参加の促進及び権利擁護などの取組を進めていくこととしています。

認知症になっても、介護が必要になっても、家族や周囲から支えられて自分らしい生活を送れること、自分のことは自分で決められること、財産が守られること、これらの高齢者の権利を擁護していくことが大切です。

そのため、認知症などにより判断能力が低下した場合に、財産の管理やサービス利用など、本人の意思決定を支援する成年後見制度のさらなる活用に取り組みます。

また、近年、**養護者**^{※32}や養介護施設従事者などによる高齢者虐待、高齢者を対象とした特殊詐欺や消費者被害など、高齢者の権利が侵害される事例も増えています。

養護者による高齢者虐待は、介護疲れや介護ストレスだけではなく、養護者自身の心身の課題や家族関係、経済的問題など複数の要因が重なりあい発生します。高齢者虐待を防止するためには、周囲の人たちがそのリスクに気づき、関係者が連携しながら養護者支援を含め、早期にかかわっていくことが必要であり、区では「高齢者虐待防止・養護者支援計画」を定め、虐待の予防・早期発見と対応・再発防止に向けて取り組んでいます。

さらに、高齢者の特殊詐欺被害や消費者被害に関しては、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）、消費生活センター、警察など関係機関が連携を密にして、被害の防止や被害早期における相談体制を強化していきます。

※32 養護者は、高齢者虐待防止法では、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」、障害者虐待防止法では、「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」、児童虐待防止法においては、「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう）」と規定されている。

障害者の権利擁護

国は、障害者の権利利益の擁護を目的とした「障害者虐待防止法」を平成24（2012）年10月に施行し、障害者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援についての仕組みを定めました。また、障害のある方への差別の解消を推進するため、「障害者差別解消法」を平成28（2016）年4月に施行し、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障害のある方への合理的な配慮を義務付けました。

これらの国の動きに合わせて、区では、障害者権利擁護窓口を設置し、障害のある方の虐待に関する相談に対応するとともに、障害のある方に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮に関する相談に対応しています。

また、令和6（2024）年4月には、障害者差別解消法が改正され、民間事業者に対して合理的配慮の提供が義務化されます。そのため、区内事業者に対して、合理的配慮に関する周知を充実するなど、障害者の権利擁護を推進していきます。

さらに、障害のある方が「親亡き後」も自分らしい生活を送れるよう、財産の管理やサービス利用など、本人の意思決定を支援する成年後見制度のさらなる活用に取り組みます。

加齢や疾病などによる認知機能の低下、障害などにより判断能力が不十分な常況にある方などの中には、日常の支援やサービス利用決定に際して、専門職などによる意思決定支援が必要な場合があります。

本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則であり、不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重します。本人の自己決定や意思確認が困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の意思及び選好を推定します。本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断します。これらが意思決定支援の基本的原則となります。

この基本的原則は、保健・医療サービス、介護サービス、成年後見制度などの権利擁護に共通するものであり、それぞれの支援を担当する専門職は、意思決定支援の趣旨を踏まえ、日々の支援を行っていきます。さらに、区における意思決定支援に関するガイドラインを専門職団体等の協力を受けながら作成していきます。

【参考】

- 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン
(平成 29 (2017) 年 3 月厚生労働省)
- 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
(平成 30 (2018) 年 6 月厚生労働省)
- 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン
(令和元 (2019) 年 5 月厚生労働省)
- 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン
(令和 2 (2020) 年 10 月厚生労働省)



第 2 期 葛 飾 区 地 域 福 祉 計 画

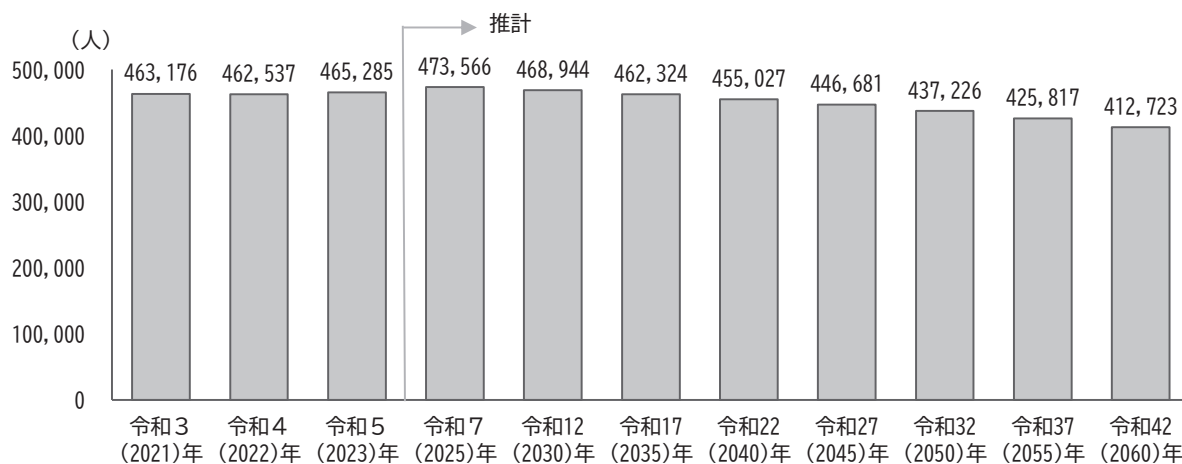
資料編

1 葛飾区の特徴

(1) 葛飾区の人口構成

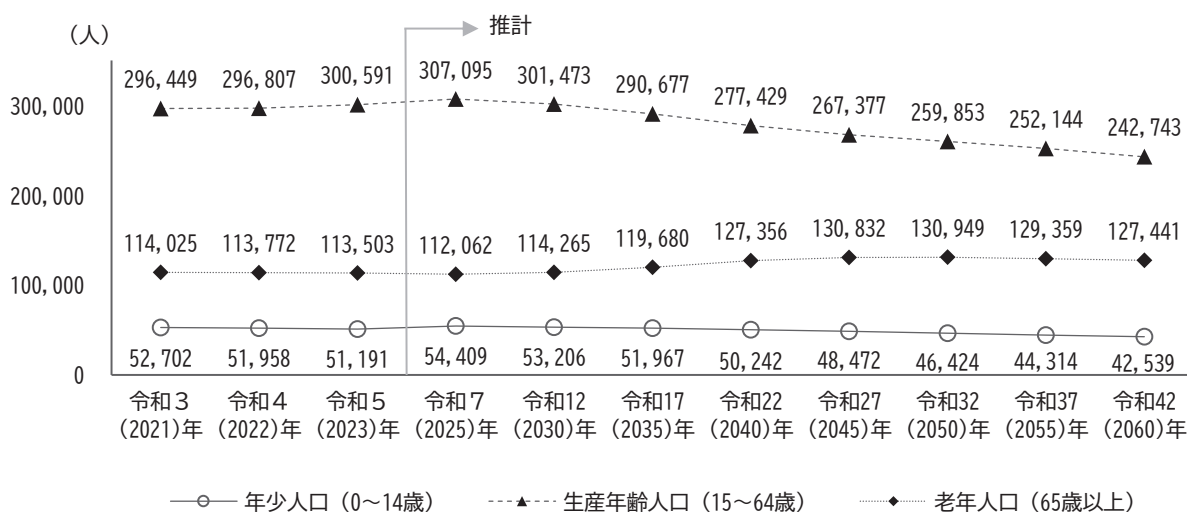
ア 人口の推移・推計

本区の人口は、令和 5（2023）年 4 月 1 日現在で 465,285 人となっています。微増傾向にあった人口は、令和 7（2025）年以降減少することが見込まれています。令和 17（2035）年に令和 5（2023）年の人口を下回り、令和 42（2060）年には約 41 万人になると推計されています。



出典：葛飾区「住民基本台帳による葛飾区の世帯と人口」（各年 4 月 1 日現在）
葛飾区「葛飾区基本計画」（令和 3 年 8 月）

本区の人口を年代別で見ると、生産年齢人口は令和 7（2025）年をピークに減少傾向に転じると予想されています。一方で、老年人口は令和 32（2050）年まで増加傾向が続き、約 3 割になると予想されています。

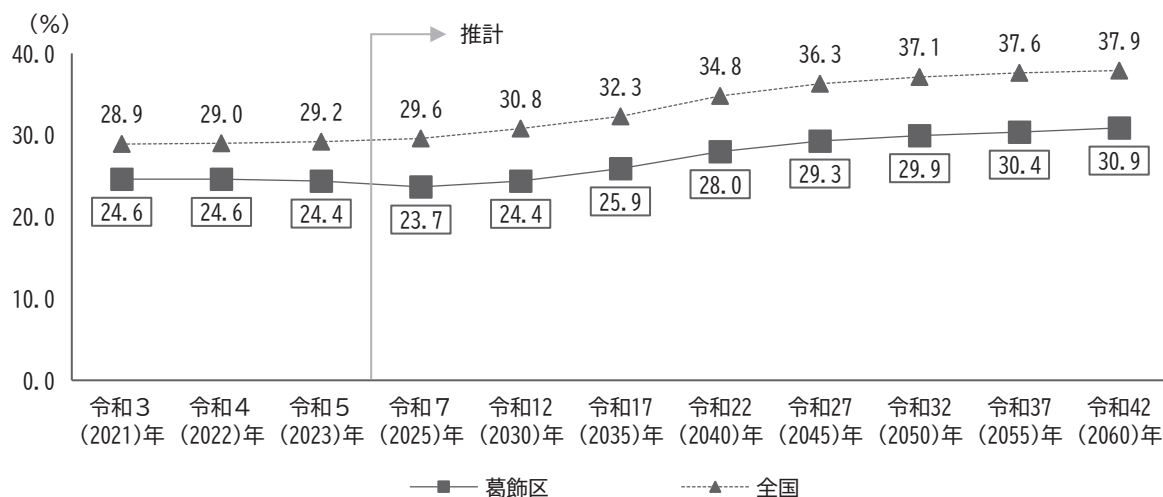


出典：葛飾区「住民基本台帳による葛飾区の世帯と人口」（各年 4 月 1 日現在）
葛飾区「葛飾区基本計画」（令和 3 年 8 月）

イ 高齢化率の推移・推計

本区の高齢化率は、令和5（2023）年4月1日現在で24.4%となっており、全国の高齢化率より低く推移しています。今後、高齢化率の上昇は続き、令和37（2055）年には30%を超えると推計されています。

※高齢化率：65歳以上の老年人口が総人口に占める割合



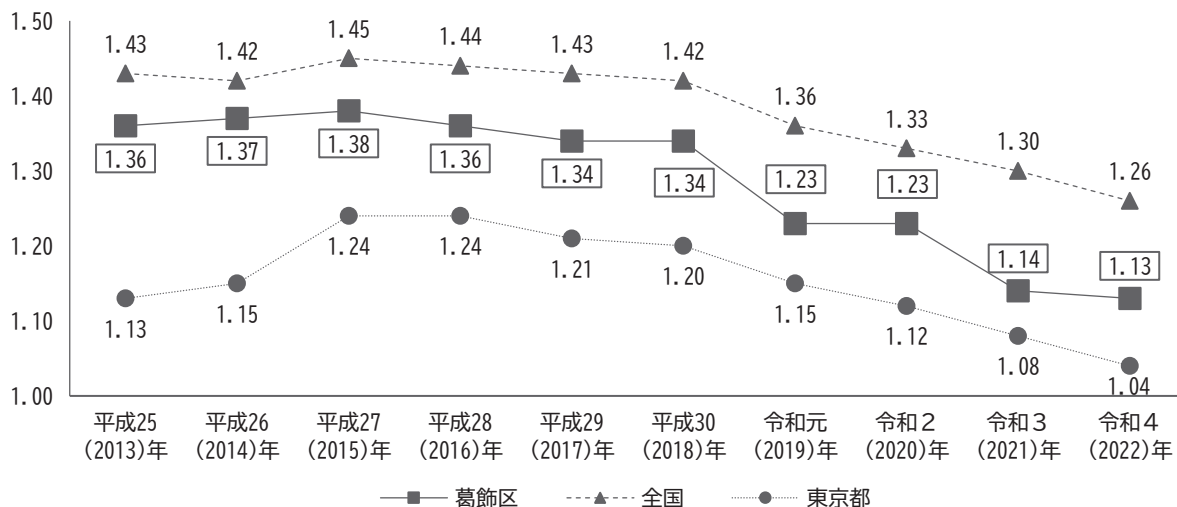
出典：葛飾区「住民基本台帳による葛飾区の世帯と人口」（各年4月1日現在）

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（令和5年8月31日）

ウ 合計特殊出生率の推移

本区の合計特殊出生率は、平成27（2015）年の1.38以降、減少傾向が続いており、令和4（2022）年には1.13となっています。また、全国、東京都ともに減少傾向であり、本区は全国より低く、東京都より高い位置で推移しています。

※合計特殊出生率：出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの

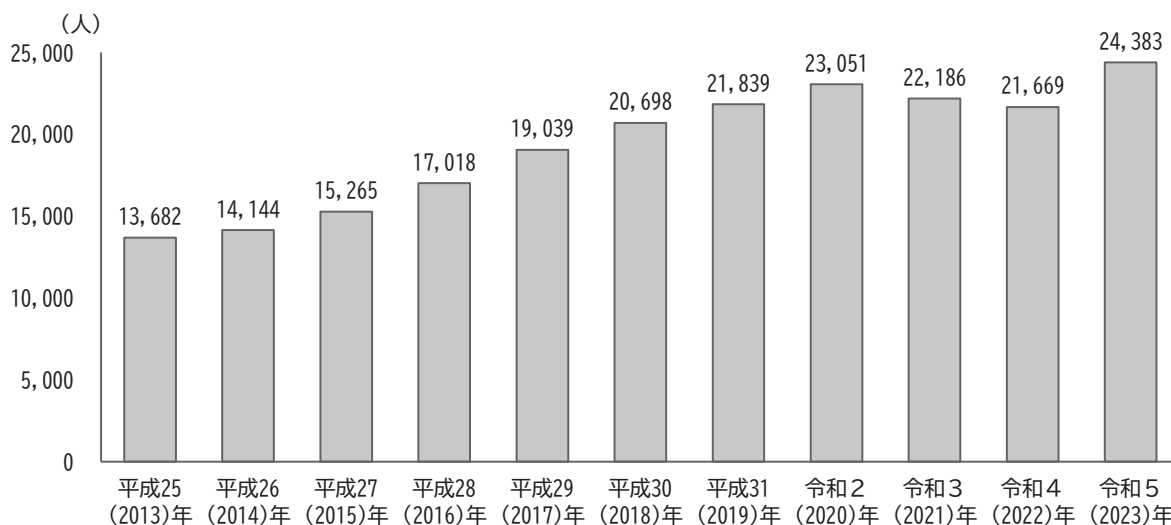


出典：東京都保健医療局「人口動態統計」（令和4年）

東京都福祉保健局「人口動態統計」（令和3年）

エ 外国人人口の推移

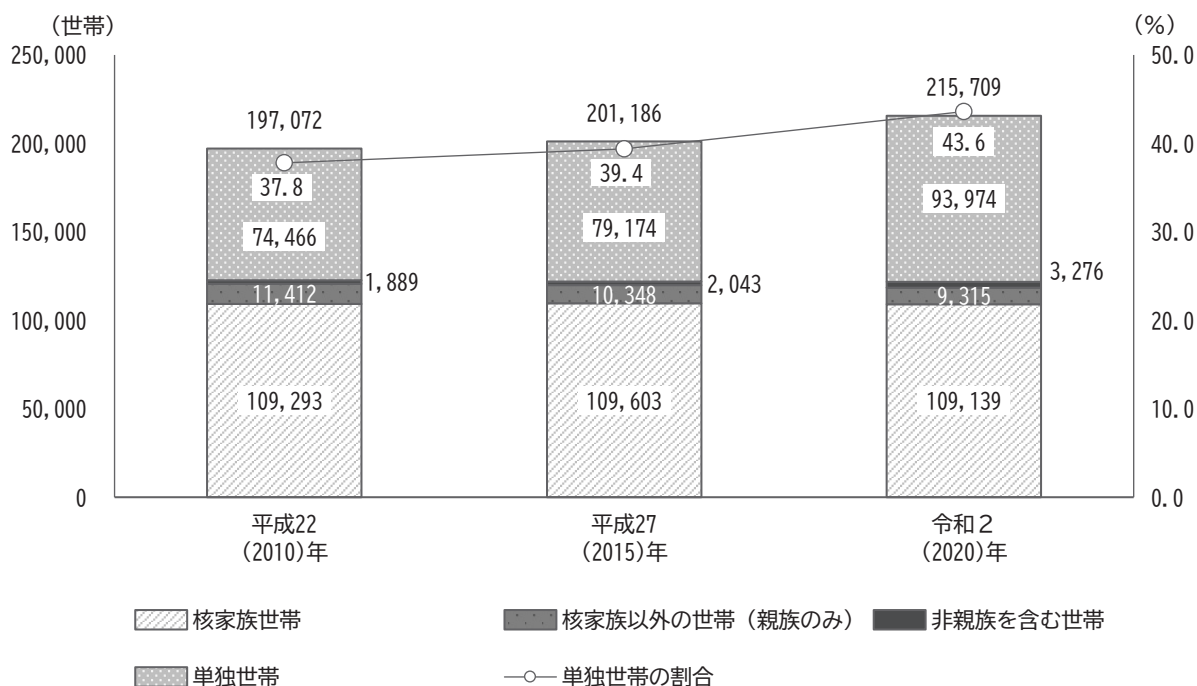
本区の外国人人口の推移は、令和3（2021）年、令和4（2022）年に一時減少しましたが、概ね増加傾向が続いています。



出典：葛飾区「葛飾区統計書」（第57回（平成25年刊行）以降）

オ 一般世帯の家族類型の推移

本区的一般世帯の家族類型は、平成22（2010）年と令和2（2020）年で比較すると、単独世帯が74,466世帯から約1.26倍の93,974世帯に増加しています。また、構成比でも37.8%から43.6%に増加しています。



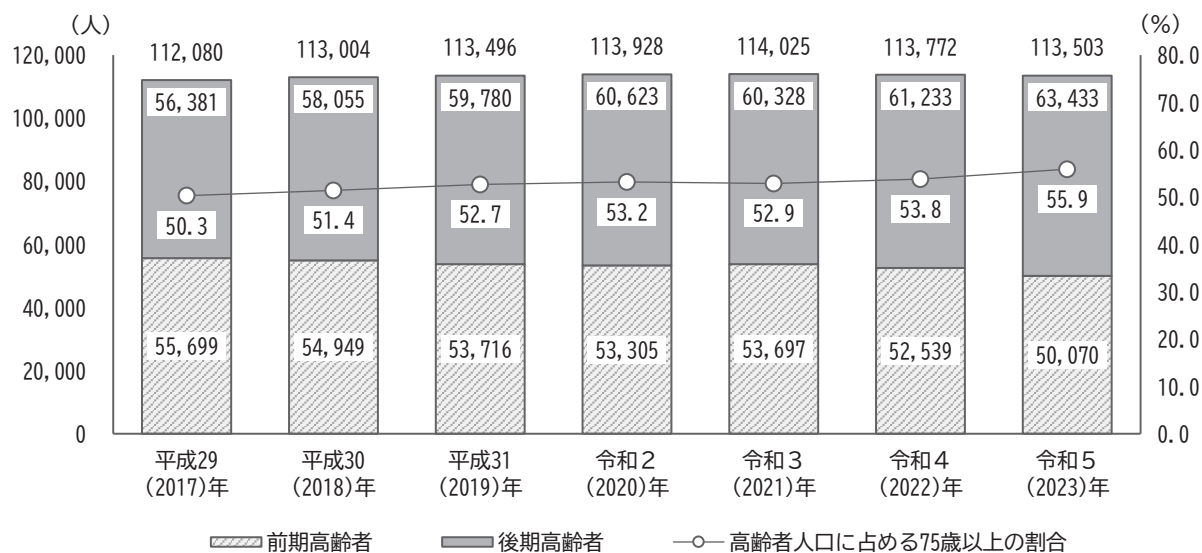
注：施設等の世帯を除く（総数には内訳にはない不詳分を含む）

出典：国勢調査

(2) 高齢者を取り巻く状況

ア 前期高齢者と後期高齢者の推移

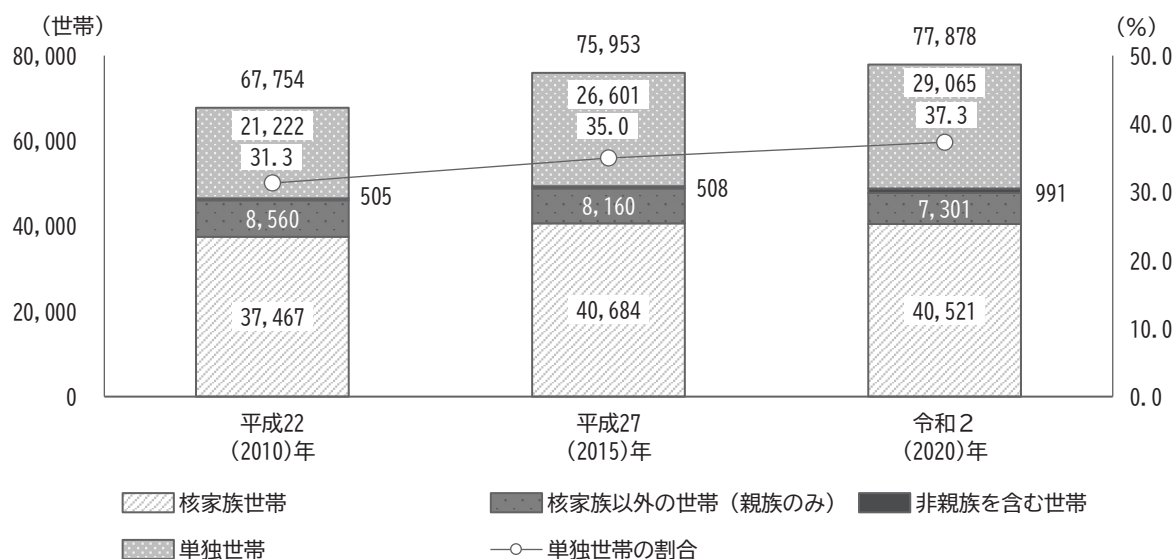
本区の高齢者人口を65歳～74歳の前期高齢者と75歳以上の後期高齢者に区分すると、後期高齢者の割合が50%を超えて推移し、令和5（2023）年には55.9%を占めています。



出典：葛飾区「住民基本台帳による葛飾区の世帯と人口」（各年4月1日現在）

イ 65歳以上の親族のいる一般世帯の家族類型の推移

本区の65歳以上の親族のいる一般世帯の家族類型は、平成22（2010）年と令和2（2020）年で比較すると、単独世帯が21,222世帯から約1.37倍の29,065世帯に増加しています。また、構成比でも31.3%から37.3%に増加しています。

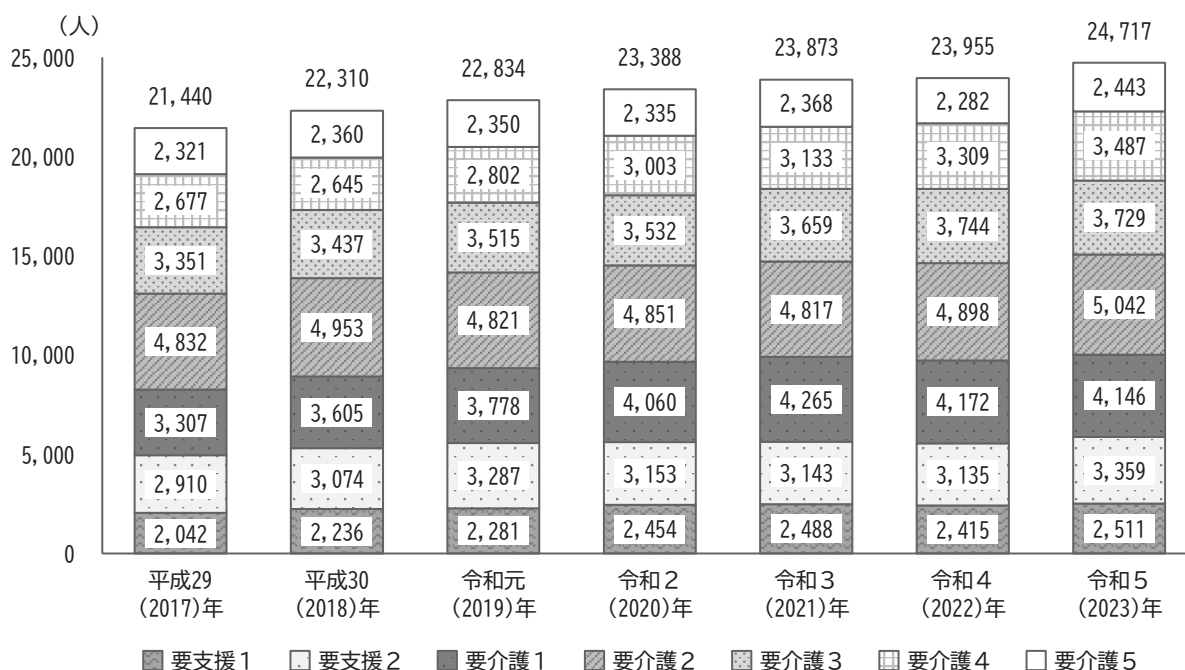


注：施設等の世帯を除く

出典：国勢調査

ウ 要支援・要介護認定者数の推移

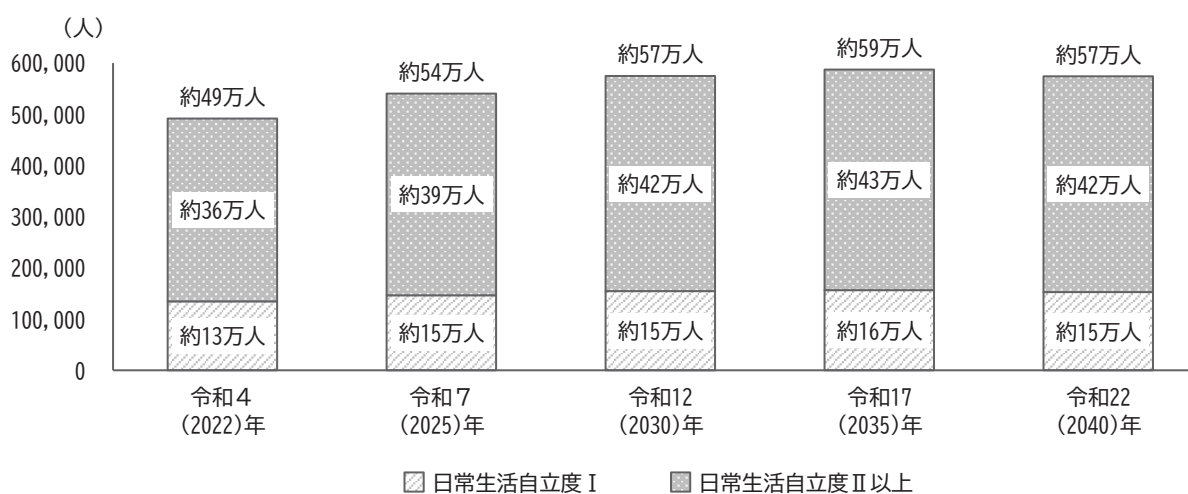
本区の要支援・要介護認定者数は、令和5（2023）年では24,717人であり、増加傾向にあります。また、介護度別では、要介護2が最も多くを占めています。



出典：東京都福祉局「介護保険事業状況報告」（各年10月）

エ 東京都の認知症高齢者の推計

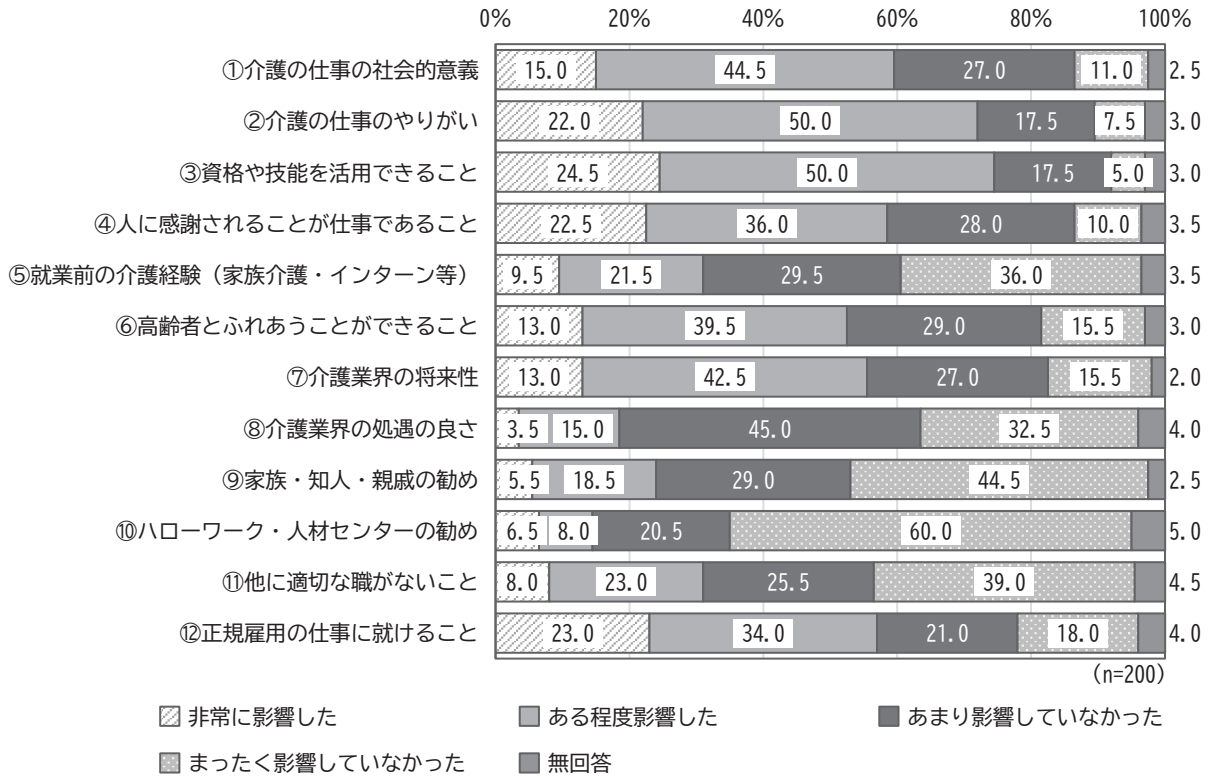
東京都全体で、認知症高齢者（自立度Ⅰ以上）は、令和4（2022）年に約49万人おり、令和17（2035）年に約59万人になると推計されています。本区においても高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増加することが予想されます。



出典：東京都福祉保健局「令和4年度認知症高齢者数等の分布調査報告書」（令和5年3月）

オ 介護職員が就業を決めた動機・きっかけ

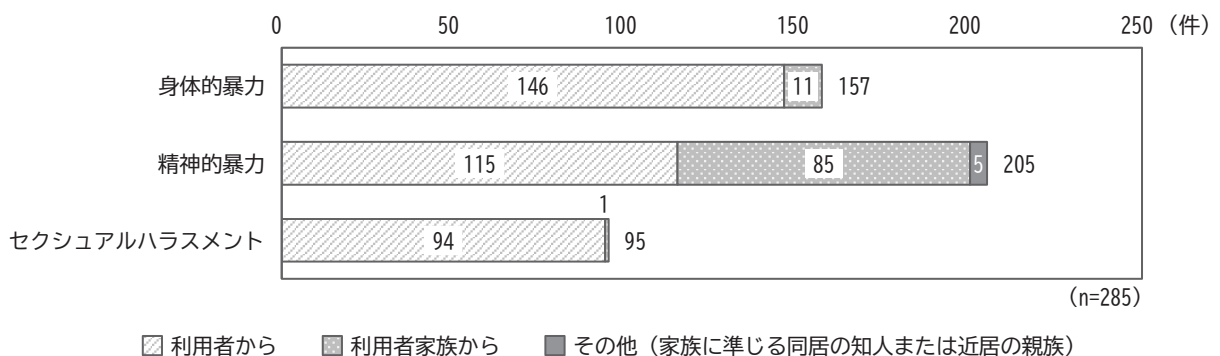
介護サービス事業所で働いている方が、介護業界での就業を決めた動機・きっかけで「非常に影響した」が最も多いのは、「③資格や技能を活用できること」が24.5%、次いで「⑫正規雇用の仕事に就けること」が23.0%、「④人に感謝されることが仕事であること」が22.5%となっています。



出典：葛飾区「令和5年度葛飾区介護人材確保に関する調査報告書」（令和5年11月）

カ 介護サービス事業所のカスタマーハラスメントの状況

概ね1年間で区内の介護サービス事業所が受けたカスタマーハラスメントの状況は、「利用者からの身体的暴力」が146件と最も多く、次いで「利用者からの精神的暴力」が115件、「利用者からのセクシュアルハラスメント」が94件となっています。また、利用者からのハラスメントだけではなく、「利用者家族からの精神的暴力」も85件となっています。

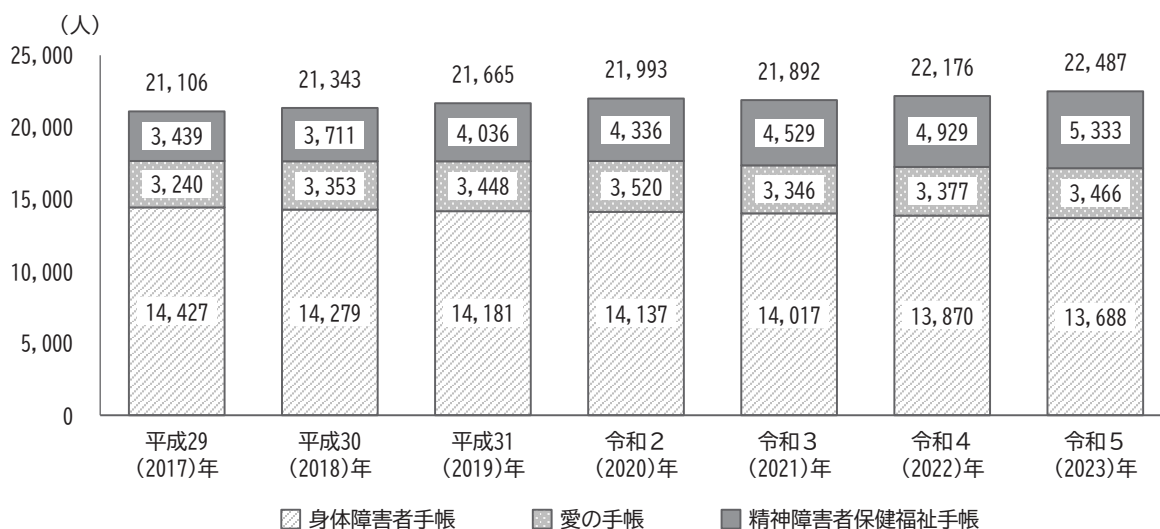


出典：介護保険課資料

(3) 障害者等を取り巻く状況

ア 障害者手帳所持者の推移

本区の障害者手帳所持者は、令和5（2023）年4月1日現在で22,487人となっています。手帳の種類別でみると、身体障害者手帳所持者が13,688人と最も多いものの、微減傾向にあります。愛の手帳所持者は、令和5（2023）年4月1日現在3,466人となっており、増減を繰り返し推移しています。精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、平成29（2017）年の3,439人から令和5（2023）年の5,333人と約1.6倍に増えています。

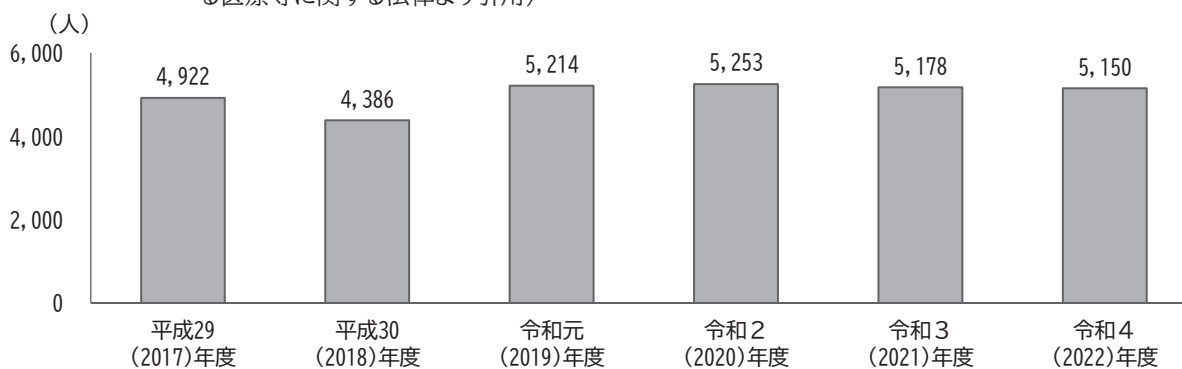


出典：障害福祉課・保健予防課資料（各年4月1日現在）

イ 難病認定患者の推移

平成27（2015）年1月1日の「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行により、対象疾病が順次拡大され、令和3年11月時点で352疾病が難病に指定されています。本区における難病認定患者は、令和4（2022）年度現在で5,150人となっています。

※難病認定患者：指定難病（原因不明、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期にわたり療養を必要とする患者数が、人口の0.1%程度に達しない疾病）の患者。（難病の患者に対する医療等に関する法律より引用）



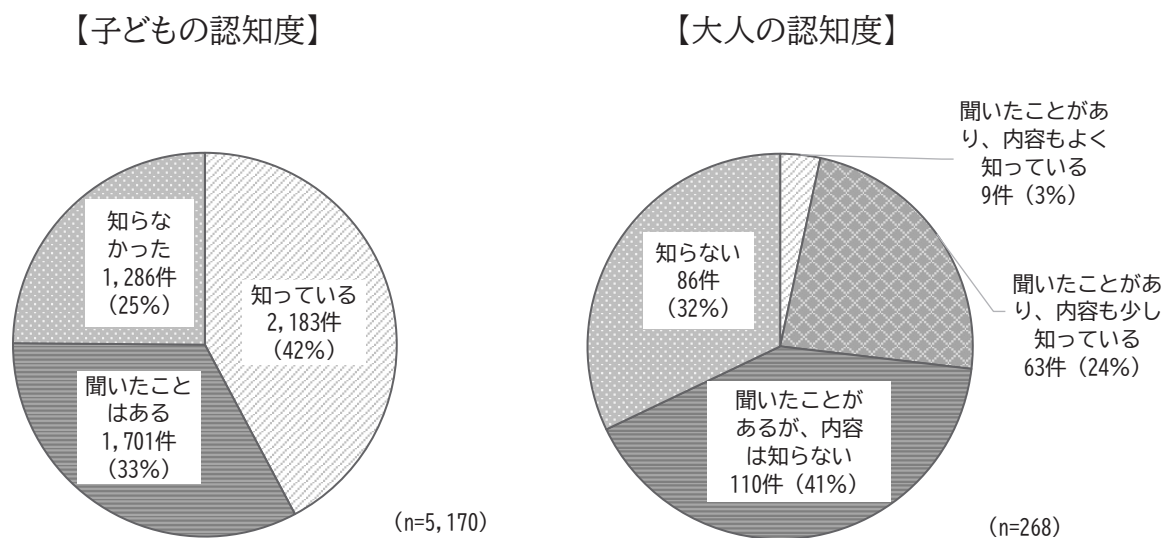
出典：保健予防課資料

(4) 子ども・若者を取り巻く状況

ア 「子どもの権利」の認知度

子どもにおける「子どもの権利」の認知度は、「知っている」が42%と多くなっている一方で、「知らなかった」が25%となっています。

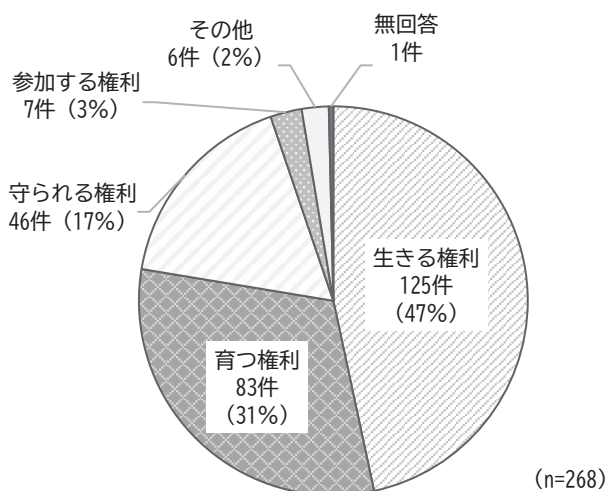
大人における「子どもの権利」の認知度は、「聞いたことがあるが、内容は知らない」が41%と多く、「知らない」が32%となっています。



出典：葛飾区「子どもの権利アンケート（子ども向け）結果報告書」（令和4年）
葛飾区「子どもの権利アンケート（大人向け）結果報告書」（令和4年）

イ 区が特に力を入れて守っていくべき「子どもの権利」

区が特に力を入れて守っていくべき「子どもの権利」は、「生きる権利」が47%と最も多く、次いで「育つ権利」が31%、「守られる権利」が17%となっています。



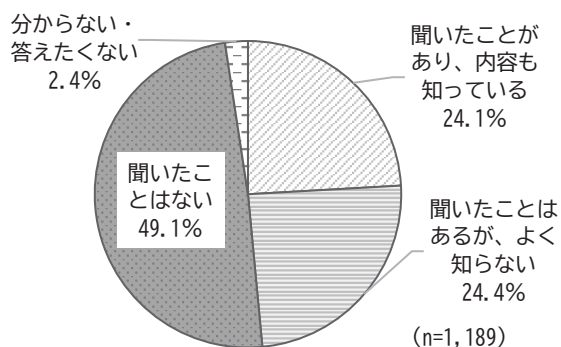
出典：葛飾区「子どもの権利アンケート（大人向け）結果報告書」（令和4年）

ウ ヤングケアラーの認知度等

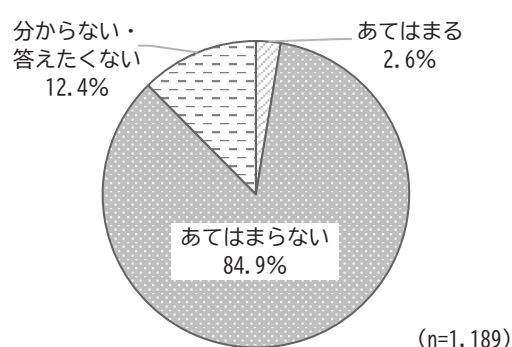
本区の小学生、中学生、高校生に「ヤングケアラー」という言葉の認知度を調査すると、小学生、中学生では「聞いたことはない」が49.1%、55.2%と最も多くなっており、高校生では「聞いたことがあり、内容も知っている」が47.3%と最も多くなっています。

また、自分自身がヤングケアラーにあてはまると思うかを調査すると、「あてはまる」が小学生で2.6%、中学生で2.5%、高校生で2.5%となっています。

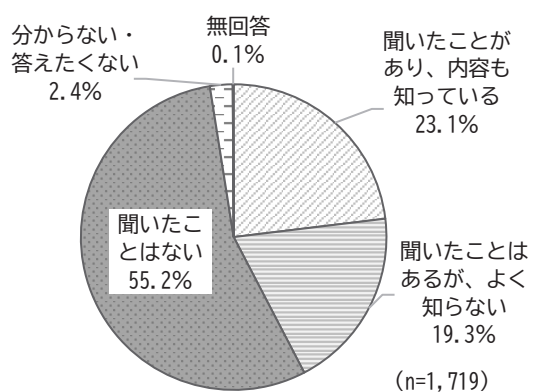
【小学生：ヤングケアラーの認知度】



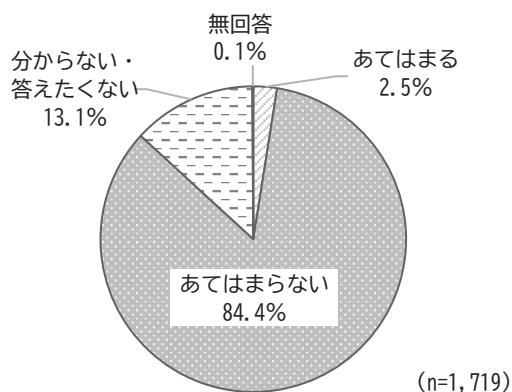
【小学生：ヤングケアラーの状況】



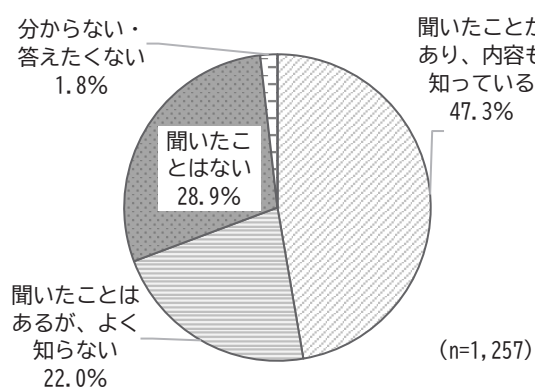
【中学生：ヤングケアラーの認知度】



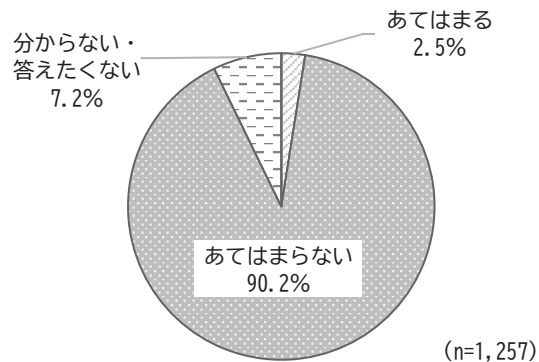
【中学生：ヤングケアラーの状況】



【高校生：ヤングケアラーの認知度】



【高校生：ヤングケアラーの状況】

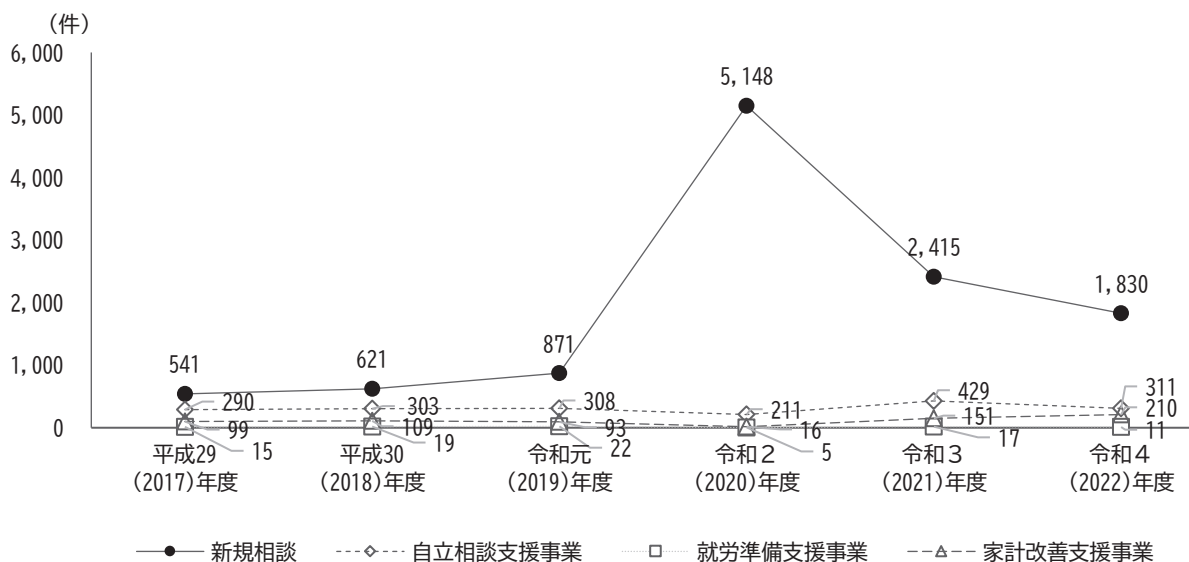


出典：葛飾区「葛飾区ヤングケアラー状況調査報告書」（令和5年3月）

(5) 生活困窮者等を取り巻く状況

ア 生活困窮者自立支援制度の利用状況

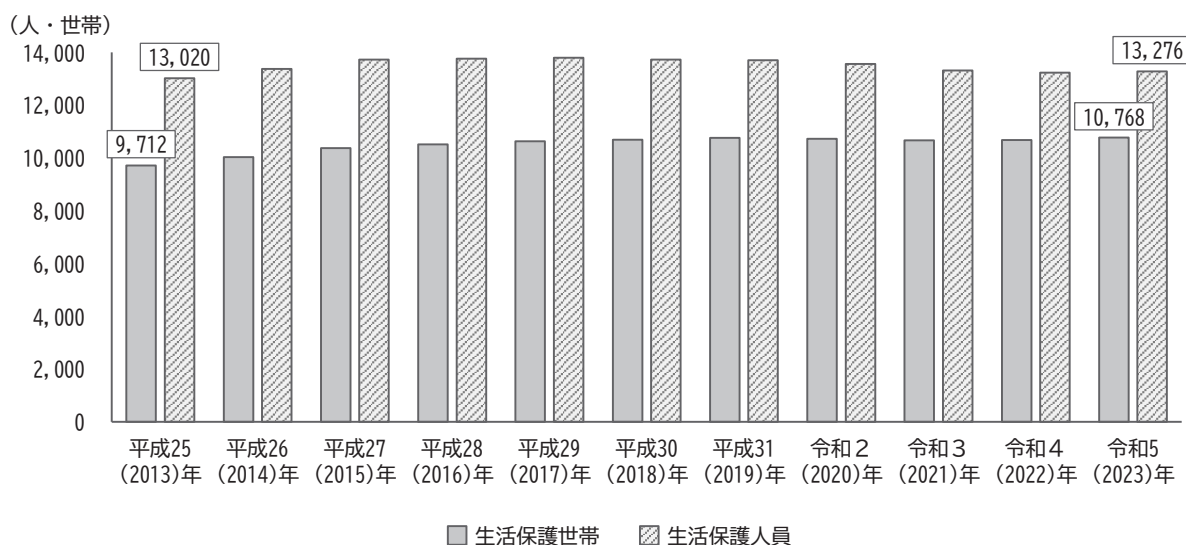
本区の自立相談支援窓口の新規相談件数は、令和2（2020）年度に新型コロナウイルス感染症の影響により、住居確保給付金の申請者数が増大したことに伴い、令和元（2019）年度の871件から5,148件に増加しました。令和2（2020）年度以降、新規相談件数は減少傾向にあります。各支援事業の件数は増加傾向にあります。



出典：くらしのまるごと相談課資料

イ 生活保護の状況

本区の生活保護世帯は、平成25(2013)年の9,712世帯から比較すると、令和5(2023)年には約1.11倍の10,768世帯に増加しています。一方で、生活保護人員は、年ごとの増減はあるものの、ほぼ横ばいの傾向にあり、単身の生活保護世帯が増加しています。

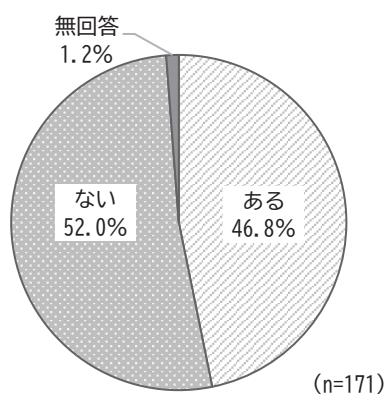


出典：東京都福祉局「福祉行政・衛生行政統計」（各年4月）

(6) 地域活動の状況

ア 地域活動参加の有無

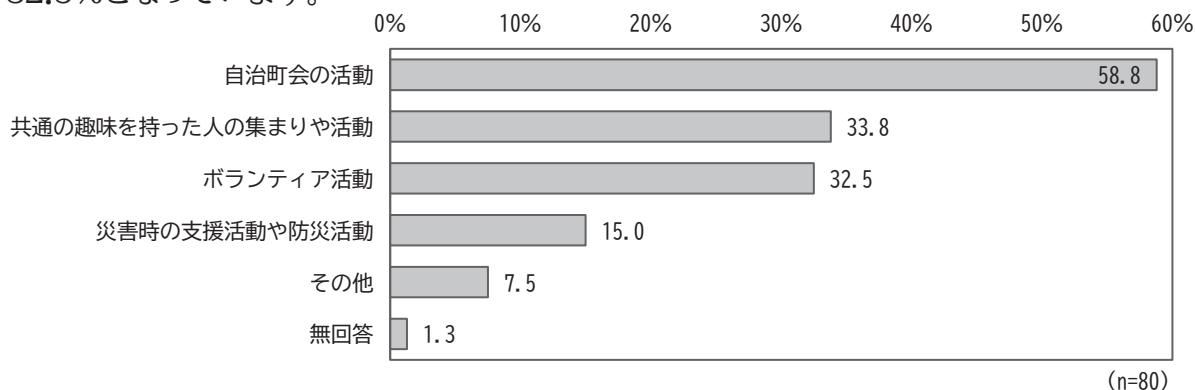
地域での活動に参加したことがあるかについては、「ある」が46.8%、「ない」が52.0%となっています。



出典：葛飾区「令和5年度葛飾区区民モニターアンケート調査 第1回 一般モニター 報告書」(令和5年9月)

イ 参加した地域活動

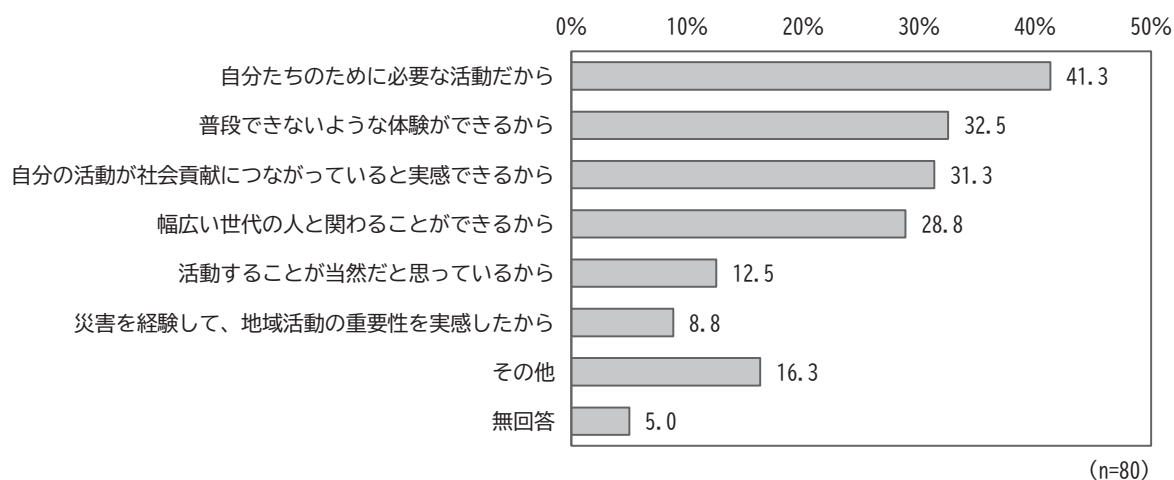
参加した地域での活動については、「自治町会の活動」が58.8%と最も多く、次いで「共通の趣味を持った人の集まりや活動」が33.8%、「ボランティア活動」が32.5%となっています。



出典：葛飾区「令和5年度葛飾区区民モニターアンケート調査 第1回 一般モニター 報告書」(令和5年9月)

ウ 地域活動参加の理由

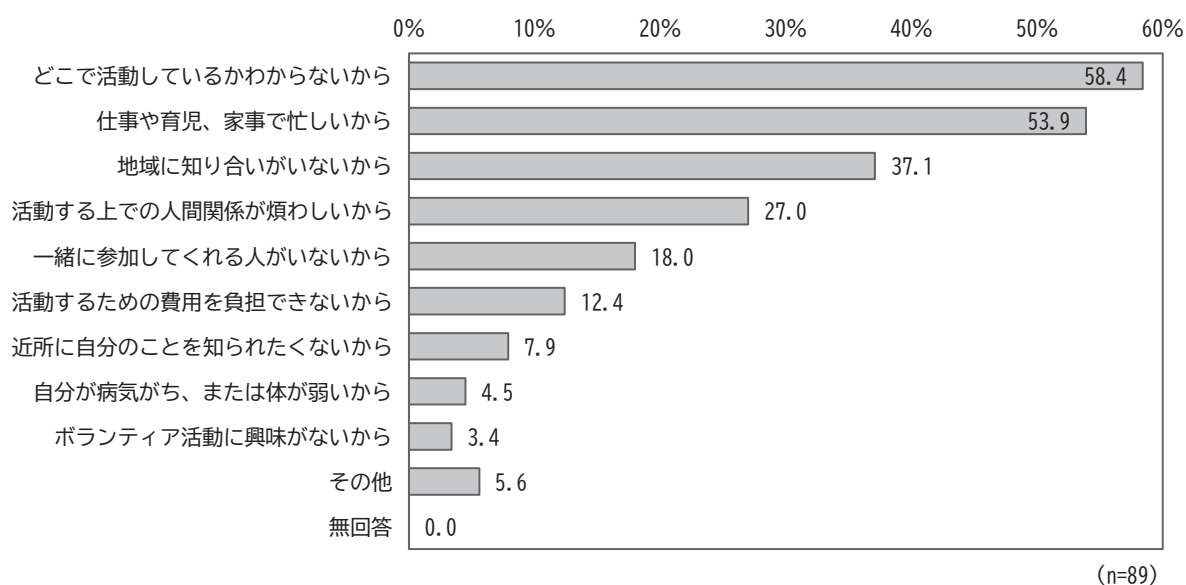
地域での活動に参加した理由は、「自分たちのために必要な活動だから」が41.3%と最も多く、次いで「普段できないような体験ができるから」が32.5%、「自分の活動が社会貢献につながっていると実感できるから」が31.3%となっています。



出典：葛飾区「令和5年度葛飾区区民モニターアンケート調査 第1回 一般モニター 報告書」(令和5年9月)

エ 地域活動不参加の理由

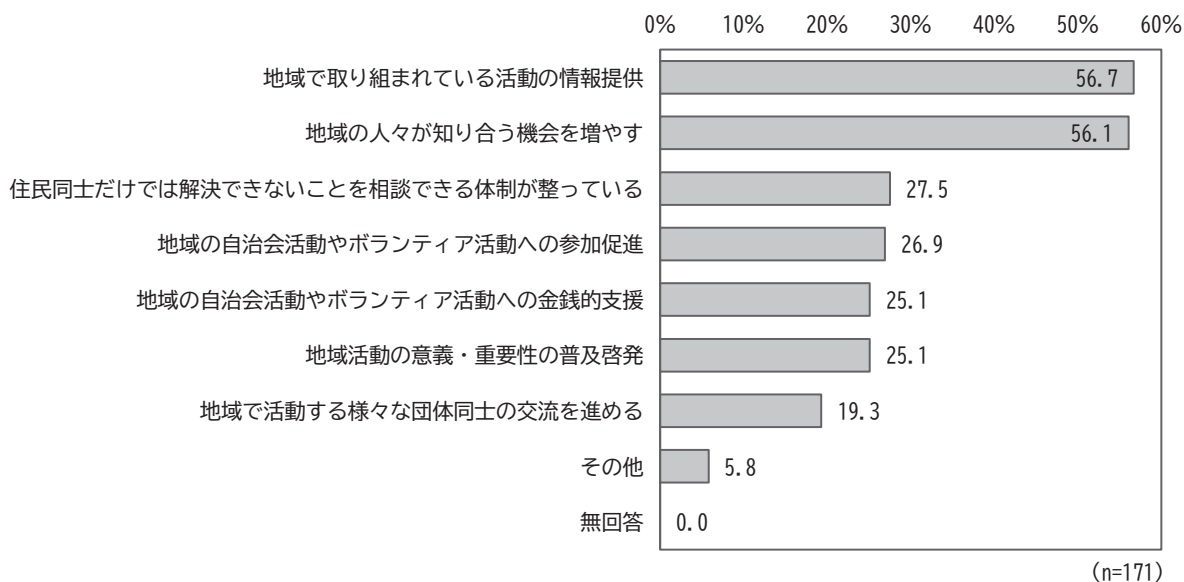
地域での活動に参加しない理由は、「どこで活動しているかわからないから」が58.4%と最も多く、次いで「仕事や育児、家事で忙しいから」が53.9%、「地域に知り合いが少ないから」が37.1%となっています。



出典：葛飾区「令和5年度葛飾区区民モニターアンケート調査 第1回 一般モニター 報告書」(令和5年9月)

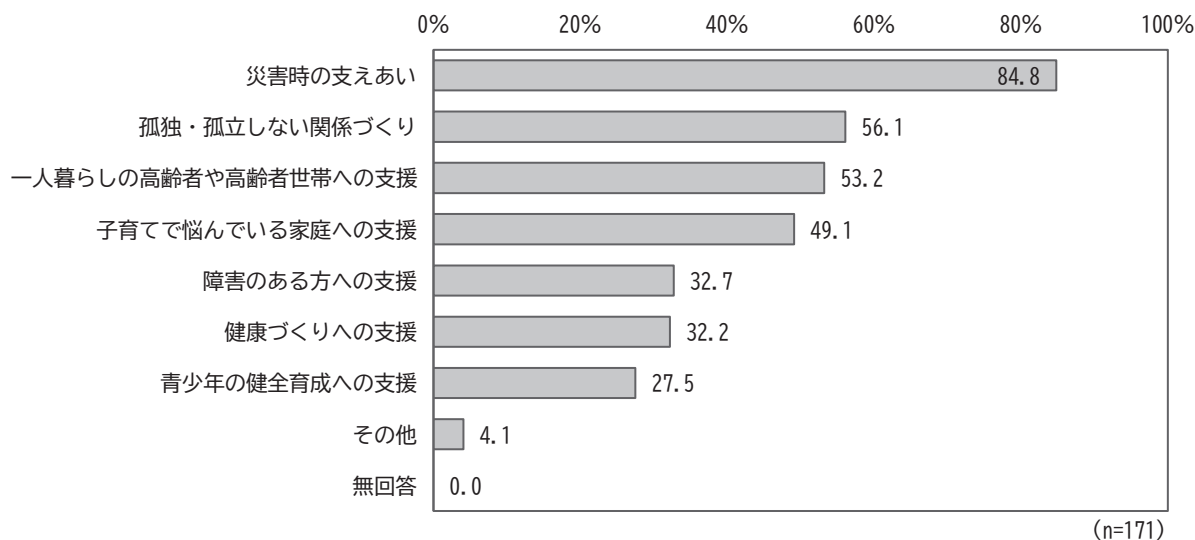
オ 地域づくりに必要なこと

住民同士が共に支え合う地域づくりを進めるために必要なことについては、「地域で取り組まれている活動の情報提供」が56.7%と最も多く、次いで「地域の人々が知り合う機会を増やす」が56.1%、「住民同士だけでは解決できないことを相談できる体制が整っている」が27.5%となっています。



出典：葛飾区「令和5年度葛飾区区民モニターアンケート調査 第1回 一般モニター 報告書」(令和5年9月)

また、地域の人たちが協力して取り組んでいくことが特に必要な問題については、「災害時の支えあい」が84.8%と最も多く、次いで「孤独・孤立しない関係づくり」が56.1%、「一人暮らしの高齢者や高齢者世帯への支援」が53.2%となっています。

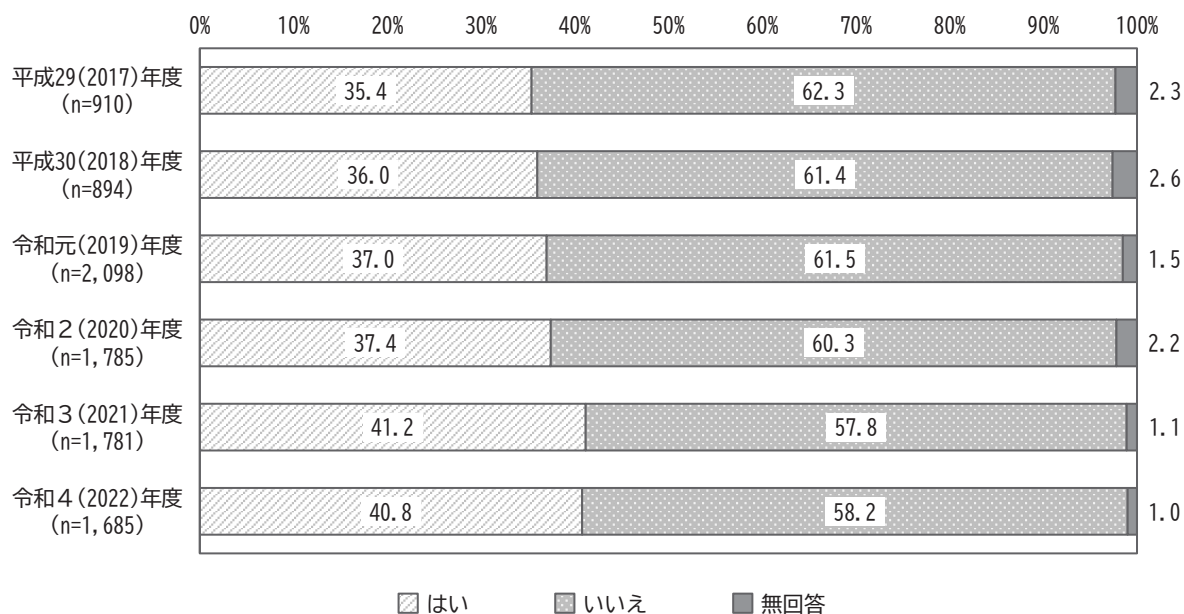


出典：葛飾区「令和5年度葛飾区区民モニターアンケート調査 第1回 一般モニター 報告書」(令和5年9月)

(7) 相談状況

ア 地域で頼れる人や相談先の有無

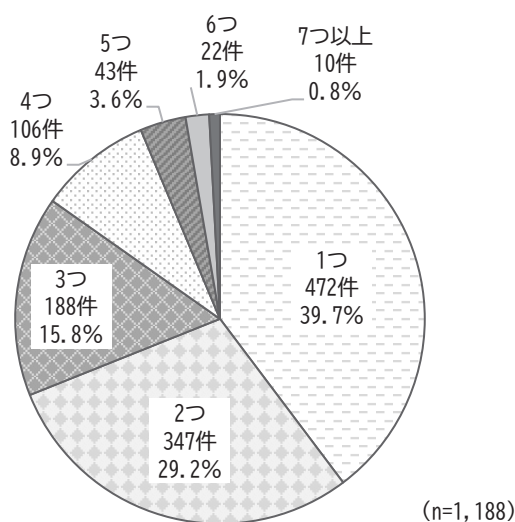
自身や家族に支援が必要となったときに、地域で頼れる人や相談先があるかについては、令和4（2022）年度調査では「はい」（地域で頼れる人や相談先がある）が40.8%となっており、平成29（2017）年度調査時から5.4ポイント多くなっています。



出典：葛飾区「葛飾区政策・施策マーケティング調査報告書」（平成30年7月以降）

イ 暮らしのまるごと相談窓口の相談状況

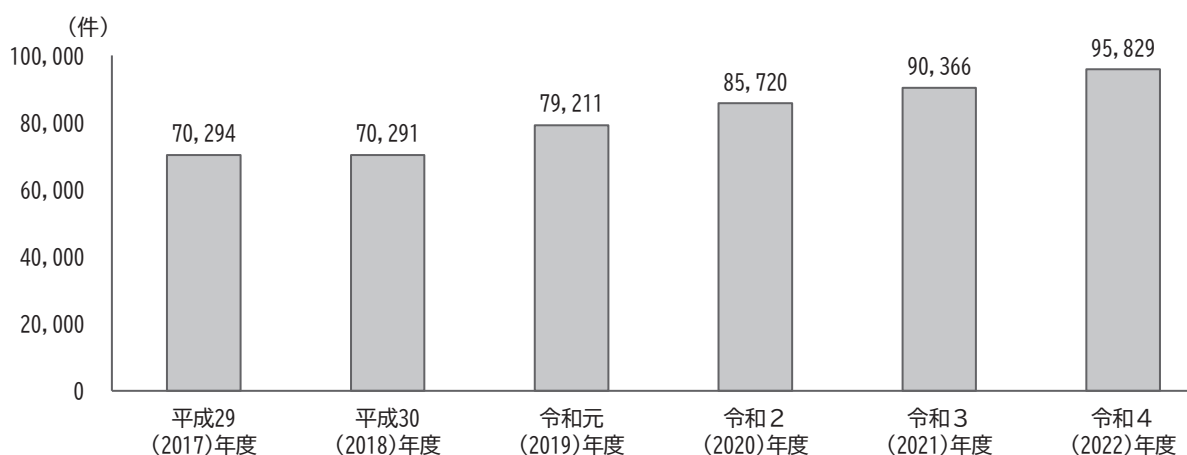
令和5（2023）年5月から10月までの新規相談件数は1,188件となっており、そのうち、複数（2つ以上）の課題を持つ割合は約6割となっています。



出典：暮らしのまるごと相談課資料

ウ 高齢分野の相談延件数

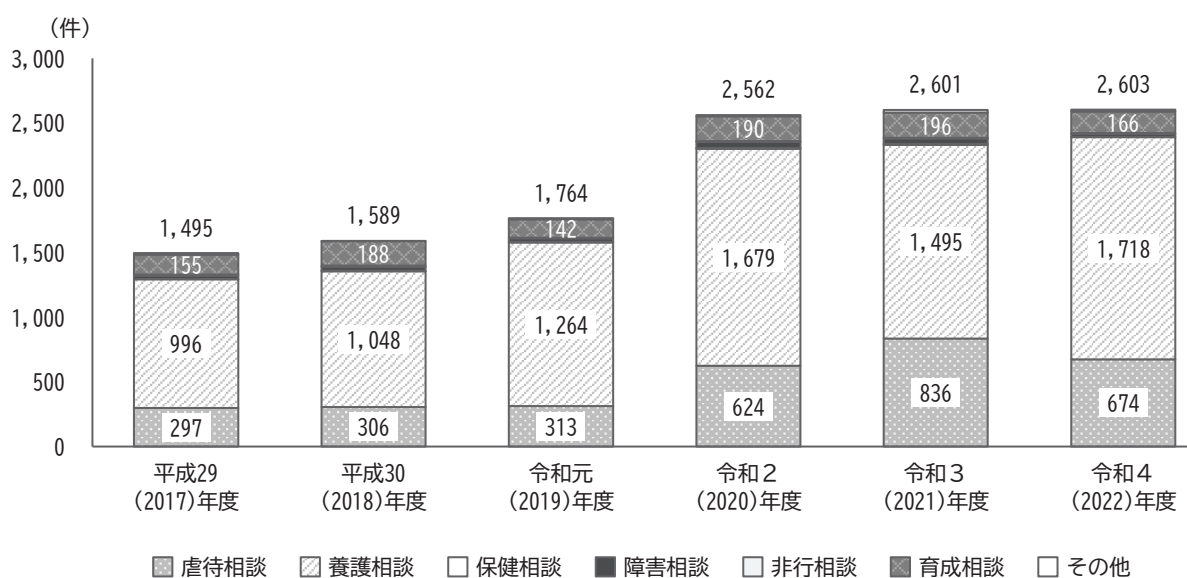
本区における高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の相談延件数は、増加傾向にあり、令和4（2022）年度の相談延件数は95,829件となっています。



出典：葛飾区「葛飾区の現況」（第53版（平成30年度版）以降）

エ 子どもと家庭に関する新規相談件数

本区における子どもと家庭に関する新規相談件数は、増加傾向にあり、令和4（2022）年度に2,603件となっています。そのうち、虐待相談が674件、養護相談が1,718件、保健相談が2件、障害相談が21件、非行相談が7件、育成相談が166件、その他が15件となっています。



出典：子ども家庭支援課資料

2 計画の策定経過

(1) 葛飾区くらしのまると相談事業推進委員会設置要綱

令和5年5月31日
5 葛福く第16号
区 長 決 裁

(設置)

第1条 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対し、区民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の推進に向けた検討を行うため、葛飾区くらしのまると相談事業推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を検討及び協議する。

- (1) 包括的な支援体制の整備の推進に関する事項
- (2) 重層的支援体制整備事業の推進に関する事項
- (3) 地域福祉計画の策定に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、包括的な支援体制の整備の推進等に関し、委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者、別表1に掲げる関係機関及び団体等（以下「関係機関等」という。）に属する者並びに別表2に掲げる職にある者から葛飾区長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度末までとし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は原則として公開する。ただし、委員長が、公開することにより公正かつ適切な審議等を妨げるおそれがあると認めた場合は非公開とすることができる。

(庁内検討会)

第8条 委員長は、委員会の効率的な運営を図るため、関係各課による庁内検討会を設置することができる。

(分科会)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、分科会を設置することができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉部くらしのまると相談課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年5月31日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

区分	関係機関等の名称
児童・福祉	葛飾区社会福祉協議会
	葛飾区介護サービス事業者協議会
	葛飾区手をつなぐ親の会
	葛飾区高齢者クラブ連合会
	かつしか子育てネットワーク
保健医療	葛飾区医師会
	葛飾区歯科医師会
	葛飾区薬剤師会
教育・青少年	葛飾区立小学校長会
	葛飾区立中学校長会
	葛飾区青少年育成地区委員会会長連絡協議会
	葛飾区青少年委員会
関係施設・団体	葛飾区民生委員児童委員協議会
	葛飾区自治町会連合会
	ボランティア団体

別表2（第3条関係）

政策経営部長
地域振興部長
福祉部長
健康部長
子育て支援部長
児童相談部長
都市整備部長
教育次長

(2) 葛飾区くらしのまると相談事業推進委員会委員名簿

No	氏名	所属団体等
◎ 1	河合 克義	明治学院大学 名誉教授
2	久野 清福	葛飾区社会福祉協議会 常務理事
3	鞠子 国治	葛飾区介護サービス事業者協議会 居宅介護支援部会代表
4	根本 文夫	葛飾区手をつなぐ親の会 会長
5	細谷 五郎	葛飾区高齢者クラブ連合会 会長
6	宇地原 栄斗	かつしか子育てネットワーク
7	浦田 栄吉	葛飾区医師会 副会長
8	小笠原 浩一	葛飾区歯科医師会 会長
9	森 耕司	葛飾区薬剤師会 副会長
10	松本 清史	葛飾区立末広小学校長
11	井出 忠男	葛飾区立亀有中学校長
12	福島 賢一	葛飾区青少年育成新小岩北地区委員会 会長
13	中山 芳子	葛飾区青少年委員会 副会長
14	小林 隆猛	葛飾区民生委員児童委員協議会 会長
15	秋本 勝利	葛飾区自治町会連合会 会長
16	三枝 功侍	特定非営利活動法人ハーフタイム 理事長
17	吉本 浩章	葛飾区政策経営部長
18	長谷川 豊	葛飾区地域振興部長
○ 19	新井 洋之	葛飾区福祉部長
20	清古 愛弓	葛飾区健康部長
21	鈴木 雄祐	葛飾区子育て支援部長
22	横山 雄司	葛飾区児童相談部長
23	吉田 眞	葛飾区都市整備部長
24	中島 俊一	葛飾区教育次長

◎：委員長 ○：副委員長

(敬称略・順不同)

(3) 葛飾区くらしのまるごと相談事業推進庁内検討会設置要綱

令和5年6月12日
5葛福く第24号
福祉部長決裁

(設置)

第1条 葛飾区くらしのまるごと相談事業推進委員会設置要綱（令和5年5月31日付5葛福く第16号区長決裁。以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、葛飾区くらしのまるごと相談事業推進庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、要綱第2条各号に規定する事項につき、必要な調整及び検討を行う。

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、福祉部長をもって充てる。

3 会長は、検討会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討会)

第5条 検討会は、会長が招集する。

2 検討会は、会員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討会は、必要があると認めるときは、会員以外の者を検討会に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 会長は、検討会の効率的な運営を図るため、別に作業部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、福祉部くらしのまるごと相談課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年6月12日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

福祉部長
政策経営部政策企画課長
地域振興部地域振興課長
福祉部福祉管理課長
福祉部くらしのまるごと相談課長
福祉部高齢者支援課長
福祉部地域包括ケア担当課長
福祉部障害福祉課長
福祉部障害援護担当課長
福祉部介護保険課長
福祉部西生活課長
健康部地域保健課長
健康部青戸保健センター所長
子育て支援部子ども・子育て計画担当課長
児童相談部児童相談課長
児童相談部子ども家庭支援課長
都市整備部住環境整備課長
教育委員会事務局学校教育支援担当課長

(4) 成年後見制度利用促進基本計画策定検討分科会設置要領

令和5年6月8日
5葛福福第168号
福祉部長決裁

(趣旨)

第1条 葛飾区くらしのまるごと相談事業推進委員会設置要綱（令和5年5月31日付5葛福く第16号区長決裁）第9条の規定に基づき設置する、成年後見制度利用促進基本計画策定検討分科会（以下「分科会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第2条 分科会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 葛飾区地域福祉計画に包含される成年後見制度利用促進基本計画の策定の検討に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、成年後見制度利用促進基本計画の策定に関して、福祉部長が必要と認める事項

(構成)

第3条 分科会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 成年後見制度利用者支援関係団体 10名程度
- (2) 社会福祉協議会（成年後見センター） 2名程度
- (3) 福祉管理課長
- (4) くらしのまるごと相談課長
- (5) 高齢者支援課長
- (6) 成年後見制度関係各課職員

(組織)

第4条 分科会に会長及び副会長を置く。

- 2 分科会の会長は、福祉管理課長をもって充てる。
- 3 分科会の会長は、分科会を代表し、会務を統括する。
- 4 分科会の副会長は、高齢者支援課長をもって充てる。
- 5 分科会の副会長は、分科会の会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会は、会長が招集する。

2 分科会は、必要があると認めるときは、会員以外の者を分科会に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 分科会の庶務は、福祉部福祉管理課において処理する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年6月8日から施行する。

(有効期限)

2 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(5) 葛飾区くらしのまると相談事業推進委員会等の開催状況

開催日	会議名	主な議題
令和5年		
7月18日	第1回葛飾区くらしのまると相談事業推進庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・くらしのまると相談事業推進の検討組織について ・くらしのまると相談課の現状報告について ・第2期葛飾区地域福祉計画について ・重層的支援体制整備事業について ・成年後見制度利用促進基本計画について
8月2日	第1回葛飾区くらしのまると相談事業推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・くらしのまると相談事業推進の検討組織について ・くらしのまると相談課の現状報告について ・第2期葛飾区地域福祉計画について ・重層的支援体制整備事業について ・第2期葛飾区成年後見制度利用促進基本計画について
8月31日	第1回葛飾区成年後見制度利用促進基本計画策定検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期葛飾区成年後見制度利用促進基本計画の検討について
9月29日	第2回葛飾区成年後見制度利用促進基本計画策定検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期葛飾区成年後見制度利用促進基本計画の検討について ・「身元保証等高齢者サポート事業」に係る視察状況について
10月11日	第2回葛飾区くらしのまると相談事業推進庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期葛飾区地域福祉計画の素案について ・パブリック・コメントの実施について ・ヤングケアラー支援作業部会の検討状況の報告について
10月27日	第2回葛飾区くらしのまると相談事業推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期葛飾区地域福祉計画の素案について ・パブリック・コメントの実施について
令和6年		
1月16日	第3回葛飾区くらしのまると相談事業推進庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期葛飾区地域福祉計画（案）について ・くらしのまると相談事業の実績からの課題について ・令和6年度の研修及び体制について
1月29日	第3回葛飾区くらしのまると相談事業推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期葛飾区地域福祉計画（案）について ・くらしのまると相談事業の状況報告について ・令和6年度の体制及び研修について

(6) 葛飾区区民モニターアンケート調査結果概要

調査期間	令和5年6月12日(月)～7月3日(月)
調査対象	区内在住の方200名
調査方法	郵送での調査の配付・回収(インターネット回答併用)
回答状況	171名(有効回収率85.5%)

(7) 関係団体等ヒアリング結果概要

実施期間	令和5年9月1日(金)・9月4日(月)
ヒアリング対象	・ボランティア団体(分野:高齢、障害、子ども、海外支援等) ・葛飾区民生委員児童委員協議会
ヒアリング形式	グループ
ヒアリング項目	第2期葛飾区地域福祉計画に関する区内の現状と課題について

(8) パブリック・コメント

閲覧・意見募集期間	令和5年12月11日(月)～令和6年1月9日(火)
閲覧場所	区政情報コーナー、区民事務所、区民サービスコーナー、図書館、地区図書館、男女平等推進センター、福祉管理課、くらしのまるごと相談課、福祉総合窓口、高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)、シニア活動支援センター、ウェルピアかつしか、東生活課、健康プラザかつしか、保健センター、子育て政策課、児童相談所、子ども総合センター、金町子どもセンター、住環境整備課、教育総務課、総合教育センター、葛飾区社会福祉協議会、区ホームページ
意見提出者	9名(うち、子ども7名)
意見総数	16件(うち、子ども10件)

第2期葛飾区地域福祉計画
令和6（2024）年度～令和11（2029）年度
令和6（2024）年3月

発行：葛飾区

編集：葛飾区福祉部くらしのまるごと相談課

〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1

電話 03-5654-6388（直通）

ファクス 03-5698-1530

葛飾区ホームページ <https://www.city.katsushika.lg.jp/>

この冊子は、印刷用の紙へリサイクルできます。



葛飾区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。